〔共同研究:米の経済システム改革の政策シナリオ〕

新食糧法と日本農政1)

序章 問題の所在

第一節 本稿の視角

わが国のコメをとりまく情勢は、この数年で 急激に変化した。1993年のガット・ウルグアイ・ ラウンド合意によるコメのミニマムアクセス、 すなわち一定量のコメ輸入の決定、1994年の「平 成コメ騒動」、そして最後に「食糧管理法」(以 下、食管法と呼ぶ)廃止と「主要食糧の需給及 び価格の安定に関する法律」(以下、「新食糧法」 と呼ぶ)の制定と大きな変化が次々と起こって いる。このような激変の中で、わが国のコメ生 産・消費のあり方も大きく変わろうとしている。

とりわけ、新食糧法によって、これまで建前 上、統制品とされていたコメに市場原理が導入 された。つまり「作る自由、売る自由」が認め られた。それではこの新食糧法は、コメの生産・ 流通に革新的変化をもたらすのだろうか。それ とも新食糧法は、何の新味もない法律であり、 現状追認に過ぎず、既得権益にがんじがらめに 縛られた農水省が苦し紛れに出した弥縫策の一 つなのか。本稿の目的は、食糧政策の大変更で ある新食糧法制定の経緯を振り返りつつ、その 経済的効果を考察し、これまでのわが国の農業 政策の問題点を踏まえて新たな農業政策のビジ ョンを提言しようとすることである。

本稿の第一章と第二章では日本農業の現状を 踏まえ,新食糧法成立に至った経緯,新食糧法 のもたらすインパクト,またこれによって変わ

*本学経済学部

望月和彦*

るものまた変わらないものについて考えていく。 第三章では、これまでの日本農政の抱えてきた 問題点について考察する。そして最後に第四章 で、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意や 新食糧法の施行によっていかなる展望が日本農 業に開かれているのか、この新しい環境の中で 日本農業に生き残り策があるのかについて考察 したい。

本稿は、次のような基本的問題意識に基づい て書かれている。すなわち、わが国において農 業は、保護を絶対に必要とする脆弱な産業であ り、他の産業、特に大企業を主とする工業部門 の犠牲者になってきたという被害妄想意識が根 強く存在する。それは「日本農業の衰退は経済 の高度成長の裏返しでもある。規模拡大が進ま ないのは、地価が異常に高騰したためだし、高 齢化・兼業化は他産業に若年労働力を奪われた ためである。日本の貿易黒字がこれほど大きく なかったら、コメの市場開放を急がされること もなかった。このところの農産物輸入の急増は、 製造業の強い競争力がもたらした円高に原因が ある」2)という主張に典型的に現れている。果た して,この主張のいうように,農業問題を全て 他部門の責に転嫁できるのだろうか。日本農業 は、被害者だというが、日本経済に害を与えて いないのだろうか。このような主張に、日本農 業の主体性が全く見られないのはなぜなのか。 むしろ、このような主体性の欠如こそが現在の 日本農業の惨状の説明要因になるのではないか という問題意識である。

現実には日本国民は、農業を放置してきたわ

本稿は、桃山学院大学総合研究所共同研究プロジェクト「米の経済システム改革の政策シナリオ」の成果の一つであるが、ここで述べられている見解はすべて筆者個人のものであり、ありうべき誤りもすべて筆者個人の責に帰す。

 ²⁾ 黒川宣之「自給率が大幅低下 農林水産業を守る国民的合意を」『週刊ダイヤモンド』1996年10月 12日号。

桃山学院大学総合研究所紀要 第23卷第3号

	日本	アメリカ	EU -12	フランス	イギリス	ドイツ	カナダ	オースト ラリア
農業関係予算額 (億円)	30, 357	62, 144	50, 297	19, 051 <8, 780>	5, 864 <4, 065>	15, 277 <8, 393>	1, 550	1, 206
国家予算に占める農業 関係予算のシェア (%)	4. 1	4. 2	59. 1	5. 9 < 2. 7>	1.6 < 1.1>	5. 1 < 2. 8>	1. 2	1.4
農業総産出額に対する 農業関係予算額の割合 (%)	26. 8	30. 9	20. 7	36. 8 < 16. 9>	27. 9 < 19. 3>	43. 6 < 23. 9>	19. 0	6. 8
農業一戸当たりの農業 関係予算額 (万円/戸)	83	301	69	238 < 110>	240 < 167>	252 < 138>	55	100
耕地面積1 ha 当たり の農業関係予算額 (万円/ ha)	59. 7	1.6	4. 2	6. 8 < 3. 1>	3. 6 < 2. 5>	9.0 < 4.9>	0. 2	0. 03

表 I 各国の農業関係予算の比較(1994年度)

フランス、イギリス、ドイツの欄の本書はEUからの予算の受取分を含むベース、< >内は含まないベース。 出典:石弘光編『財政構造改革白書』東洋経済新報社 1996年 283ページ。

けではなく,表Iに見られるように他の先進国 に劣らぬ手厚い保護を行ってきた。その根底に は、自分たちの食糧はできる限り自分たちで確 保すべきだという食糧自給論があり、それに応 えるべく、自給率を上げるために色々な施策を 行ってきた。それにもかかわらず、自給率は低 下する一方であり、さらに農業は典型的衰退産 業として、今なお私たちの負担となっているの である。これは決して大資本の論理や自由放任 主義の結果ではない。むしろその反対で,政府 はこれまで農業を放置してきたわけではなく、 色々な施策を講じてきたが、その結果出来した のが今日の事態なのである。日本農政は、その 意味で失敗の連続であったといってよい。そし てその中で生まれてきたのが新食糧法なのであ る。これからの日本農政を考えるときに、みず からの責任を認めようとせず、他人の責任ばか りを追及している限りでは,建設的な展望は生 まれてこない。これからの日本農業の展望を拓 こうとすれば、まず必要なのは冷静な政策分析 なのである。

第二節 日本農業の現状

今日の日本農業,特に稲作は,非常に厳しい 現実に直面している。周知のように,わが国の 食料自給率は,他の先進国に比べて例外的に低 い。多くの先進国はほぼ食料を自給しているの に対して,わが国の食料自給率 (カロリーベー ス)³⁾は,1960年度には79%あったものが,1987 年度に49%と50%を割り,1996年の食料自給率 は,42%と更に低下している⁴⁾。1993年の冷夏に より,記録的なコメの不作に見舞われ,最後の 自給の聖域であったコメすら不足するという事 態に至った。

生産面では、高齢化に伴う農家数の減少によって、日本農業は瀕死の状態にあり、人によっては既に安楽死したといわれるような惨状にあることは、誰しも認めるところである。図Iと表IIにも見られるように、わが国の農家戸数、 農業人口、農業就業人口、農業専従者数とも高度経済成長期以来、一貫して減少し続けている。 1995年の総農家戸数は、3,438千戸と1994年の 3,644千戸から5.7%も減少し、販売農家数も、

3)供給熱量自給率をいう

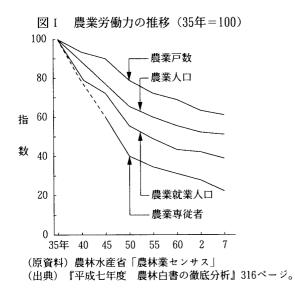
^{4) 『}読売新聞』1997年12月26日朝刊。

新食糧法と日本農政

衣 II 辰未尸奴の祖を(王国)								
(実数)	昭和35年	40	45	50	55	60	平成2	7
農業戸数	6, 057	5, 665	5, 402	4, 953	4,661	4, 376	2, 971	2,651
専業	2, 078	1, 219	845	616	623	626	473	428
第一種兼業	2, 360	2, 081	1, 814	1, 259	1,002	775	521	498
第二種兼業	1, 942	2, 365	2, 743	3, 078	3, 036	2, 975	1, 977	· 1, 725
(割合)								
専業	34. 3	21.5	15.6	12.4	13.4	14.3	15.9	16.1
第一種兼業	33. 6	36.7	33. 6	25.4	21.5	17.7	17.5	18.8
第二種兼業	32.1	41.7	50.8	62.1	65.1	68.0	66.5	65.1

表Ⅱ 農業戸数の推移(全国)

(出典:『農業白書付属統計表』平成八年版 210ページ。)



2,787千戸から2,647千戸へ5%減少した⁵⁾。こ の減少幅,減少率とも平成に入って最大となっ た。男子生産人口のいる専業農家に至っては, この一年で10%減少している。この結果,農家 戸数は,1960年の56.8%にまで低下した。さら に深刻なのは,農業の主たる担い手である基幹 的農業従事者の数は,同期間に23.6%にまで低 下している⁶⁾。つまり1960年の四分の一以下に まで減少したのである。日本農業は,農産物の

6) 基幹的農業従事者とは、農業就業人口のうち、 ふだんの状態が仕事に従事している者をいう。 再生産ばかりか農家自身の再生産すら困難な状態となっている。農家数の減少とともに,高齢 化も引き続き進行している。1995年には農業就 業人口に占める65歳以上の者の割合(高齢者比率)は46%に達し,農業就業人口の平均年齢は, 60.2歳と,初めて60歳をこえた。日本農業は今 や完全にシルバー産業と化したのである。

毎年莫大な予算を農業構造改善につぎ込んで おきながら、現在、60歳以上で後継者のいない 農家の農地が、42万%、第二種兼業農家(農業 所得より農外所得の比重の高い農家)のうち、 世帯主が恒常的勤務に就いており、いつでも離 農できる農家の農地が、103万%あるといわれて おり⁷⁾、両者を合わせると、稲の作付面積221万 %の7割弱にも達する。このように、わが国の 米の生産構造は余りにも脆弱になっているので ある。だが、他方では、農地の集約はほとんど 進んでいないのが現状である。日本農業は、そ の零細性を構造的に抱えたまま、兼業化の進行 という形で変質・固定化し今日に至っている。

わが国の農家の兼業化は、稲作でもっとも進 んでいる。それは稲作単一経営の農業所得依存 度が他の経営形態に比べて格段に低いことから 推察される。稲作単一経営では、農業所得は、 農家総所得の8.9%を占めるに過ぎず、農業所得 の7.8倍にも当たる農外所得を得ている⁸⁾。1993

⁵⁾ ここでいう農家とは,経営耕地面積が10²⁻以上, または過去一年間の農産物販売額が15万円以上の 世帯をいい,販売農家とは,経営耕地面積が30²⁻ 以上,または過去一年間の農産物販売金額が50万 円以上の世帯をいう。

⁷⁾日本農業年刊刊行会編『日本農業年鑑 1996』家の光協会 1995年 132ページ。

104

年時点での稲作販売農家のうちの専業農家比率 は、13.4% (農家全体では15.8%)、うち基幹男 子専従者のいる農家は6.2%(同9.7%)に過ぎ ず,他方,高齢専業農家比率が7.2%(同6.1%), 第二種兼業農家比率は72.3%(同69.1%)とな っている。高齢専業農家の43.4%が稲作単一経 営となっている (1995年農業センサス)⁹⁾。すな わち、稲作経営では、基幹男子のいる専業農家 の割合が低く、専業の中でも高齢専業農家や第 二種兼業農家のシェアが高くなっているのであ る。つまり稲作は農家の中心的担い手からは見 放されているのである。稲作単一経営農家の農 業依存度は1994年度で11.4%でしかない。これ が都府県の経営規模0.5%未満の農家では1.2%. 0.5~1.0%の農家で5.9%という有様であ る¹⁰⁾。これが日本農業の産出高の34.2%とい うトップシェアを誇るコメの生産の実情なので ある。

その上、ウルグアイ・ラウンド妥結によって、 将来コメ市場が関税化され、段階的にせよ自由 化されるのは必至となっている。日本農業は、 高齢化による空洞化と市場の自由化という内憂 外患に直面している。

わが国民が農業を不要なものと見なし,農業 に特別の保護を与えずにこのような惨状になっ たのであれば,それこそ自業自得ということも できようが,事実はそうではない。私たちは, 農業に対してこれまで無為無策どころか,手厚 い保護を行ってきたのであり,そのために巨額 のコストを支払ってきたのである。問題なのは, このような手厚い保護を行ってきたにもかかわ らず,今日の農業問題が出来していることなの である。このことを踏まえて,新食糧法が生ま れた背景と新食糧法の意義について考えてみる ことにする。

第一章 食糧管理法の廃止と新食糧法の 成立

第一節 食管法の変容と問題点

1. 食管法の変容

日本農政は、食管法を中心に展開してきたと いってよい。日本農業の保護政策は、いうなら ば、コメを通した保護を中心に施行されてきた。 食管法は、コメの生産・流通を政府が厳しく規 制するものであり、この運用を通して政府は農 業の保護育成を図ってきたのである。1960年時 点でもコメの生産額は、農業産出額の47.4%と 半分近くを占めていたし、現在でも日本農業の 支配的作物といってよいことは先に述べたとお りである。自給率が低い日本の食料の中でコメ だけはほぼ完全自給になっている。これはいう ならば、コメがそれだけ有利な作物であるとい う事である。そしてその有利さは食管法によっ て人為的に作り出されたものなのである。

食管法の成立は、戦時中にさかのぼる。戦争 によって,食糧確保の必要に迫られた政府が, 主食であるコメをはじめとする主要食糧を全量 管理することによって、食糧の生産を確保し、 公平な分配を行なうことを目的として、1942年、 食管法を制定したのであった。その第一条は「本 法ハ国民食糧ノ確保及国民経済ノ安定ヲ図ル為 食糧ヲ管理シ其ノ需給及価格ノ調整並ニ流通ノ 規制ヲ行フコトヲ目的トス」と書かれている。 第二条には,主要食糧の定義が規定されており, 具体的には食糧管理法施行令の第一条に明記さ れ、そこにはコメ・麦などの食糧が主要食糧と してあげられている。従って、食管法の対象は コメだけではないが、以下の説明においてはコ メだけに焦点を絞ることにする。そして第三条 には生産者はコメを「政府ニ売渡スベシ」とあ り,これによって政府はコメを全量管理するこ とが定められたのであった。

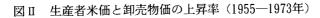
この食管法によって政府は,コメの集荷・配 給機能を果たすことになった。その結果,人び とはコメを自由に売買することはできなくなり, 農民は生産した米穀を政府に売り渡す義務を負 い,流通も政府によって管理され,消費者にと

^{8) 『}農業白書附属統計表』平成7年版 47ページ。9) 日本農業年鑑刊行会編『日本農業年鑑 1997』

家の光協会 1996年 75ページ。 10) 農林水産省経済局統計情報部編『平成6年度 農家の形態別に見た農家経済』農林統計協会 1996年 2-3ページ。

新食糧法と日本農政

(%) 17.5 15.0 12.5 10.0 7.5 5.0 2.5 0.0 対前年増加率(%) -2.5 生産者米価 **卸売物価指数(総合)** -5.0 -7.51955 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72

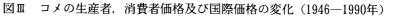


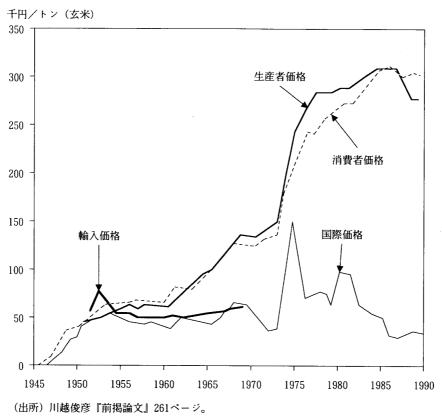
(出所)川越俊彦「食糧管理制度と農協」岡崎哲二・奥野正寛編『現代日本経済システムの源流』 1993年 263ページ。

ってもコメは配給制になったのである。戦前・ 戦中に作られた制度が,戦後占領下の「改革」 によってほとんどが解体される中,食管法は, 戦後の食糧不足という状況の中で生き残り,戦 後の日本農政の根幹を形成したのであった。そ して不思議なことに,食糧が不足から過剰に様 変わりしたにも関わらず,食管法は廃止されず, その都度の状況に合わせて弥縫的改訂が行われ, 戦後50年以上も生き延びたのである。

もともと食糧不足に対応するために作られた 食管法を食糧過剰,飽食とまで言われる時代に 適合させるため,まさに換骨奪胎的な改訂が何 度もなされてきた。食糧供給公団の廃止(1951 年),供出割当制度から事前売り渡し申し込み制 への移行(1955年),生産費所得補償方式への移 行(1960年),自主流通米の導入(1969年),予 約限度制の導入(1971年),物価統制令の適用廃 止(1979年),特別栽培米制度の導入(1987年), 自主流通米価格形成機構の設立(1990年)等々 といった食管法の変容は、そのまま政府による 全量管理という本来の法律内容が現実からひた すら乖離し続けた事情を物語っている。その上 改訂のたびに、本来想定されていなかった目的 が食管法に新たにつけ加えられていった。

例えば政府の全量管理といいながら,食管赤 字を軽減するために,自主流通米を導入したり, 政府の買入量を制限したりしたことは前者に属 し,生産者米価算定に所得補償方式を取り入れ たことは,食管法がいつのまにか農民の所得補 償メカニズムとして位置づけられたことを意味 する。つまり食糧確保のための食管法が産業政 策・所得政策のための法律に変わっていったの である。おそらく食管法の長寿の秘密はここに あると思われる。だが,このような改訂にも関 わらず,食管法は長い間,名存実亡の法律の典 型例としてその令名を馳せていたのであった。





2. 食管法の問題点

コメの全量管理を目指す食管制度は,資本主 義日本経済システムの中に飛び地として存在す る社会主義システムであったということができ る¹¹⁾。そしてそれは社会主義の毒を絶えず日本 経済の中にまき散らしていた。その毒の最大の ものは米価である。本来市場の自由な取引の中 で決定されるべき価格が,あやふやな生産コス ト算定式によって一方的に決められ,さらにそ れに政治加算と称するお手盛り部分がつけ加わ り,実態とかけ離れた価格となって,消費者に 転嫁されていった。生産者米価の相対価格が高 くなっていたことは,図IIからも明らかである。 その結果,当初世界価格よりも低かったわが国 のコメ価格は,世界のコメ価格の動向とは関係 なく高騰し、今日ではわが国のコメ価格は世界 価格の4倍から7倍という「法外な」値段で取 引されている(図III)。

これだけ高い価格になれば,誰もがコメを作 りたがるのは当然である。このような状況に対 して,価格による需給調整を拒否した食管法シ ステムで,数量調整が導入されたのは必然的結 末であった。「減反」である。生産調整は,史上 空前の720万 ないう在庫を記録した翌年の 1971年から実施され,1998年度の減反予定面積 は,水田総面積の三分の一強に当たる96万3千 気にもなる。

これだけ大規模な生産制限をしなければなら ないほどの過剰生産であるのにもかかわらず, 農水省が発表した1995年産のコメの生産費は, 支払い利子や地代を含めると60*。27当たり平均 19,728円にもなる。規模別では,作付面積が 0.5%未満の農家の生産費は,25,320円で,15% 以上の大規模農家の生産費は,14,628円であ る¹²⁰。これは零細農家の場合,魚沼・岩舟コシ ヒカリでも作っていない限り,赤字になるとい

NII-Electronic Library Service

¹¹⁾例えば、社会主義中国の「統購統銷」といわれ る食料・農業政策は、日本の食管法とほぼ同じシ ステムであった。中国の食料・農業政策の変遷に ついては、

厳善平「中国における食糧の生産・流通・価格」 『桃山学院大学経済経営論集』第35卷第4号 1994年3月,参照。

うことであり、この生産費の計算が本当なら、 ほとんどの農家は米作りをやめているはずで、 生産制限を実施する必要はないことになる。し かし実際には、コメ作りをやめるどころか、生 産調整をして無理矢理やめさせているのが現状 である。つまり生産費のデータと生産調整の現 実は矛盾しているのであり、そこには、後述す るように、別次元の経済計算が働いていること を示している。

政府は、生産者価格も人為的に定めたが、消 費者価格もまた人為的に決定していた。政府は 余りにも高い生産者価格をそのまま消費者価格 に転嫁できなかったために、生産者価格よりも 低い価格で消費者に売り渡していた。これが逆 ざやであり、食管赤字といわれるものである。 1975年度には食管赤字は、8000億円にまで達し ていた。この食管赤字を少しでも軽減するため に、政府は「自主流通米」制度を導入した。こ れは消費者に高品質のコメを提供するためと称 していたが、その内実は、消費者により高いコ メを買わせることによって食管赤字を少しでも 減らそうという政府の苦肉の策であった。驚く べきことに、政府は、自主流通米を奨励するた めに、わざわざ自主流通米に奨励金をつけたの である。農家は、価格の高い自主流通米を売っ てより多くの収入を得ると同時に、政府から奨 励金まで受け取ることができたのである。

このような食管体制の弥縫的手直しに農協も 積極的に対応してきた。食管法では政府が主食 であるコメを全量管理することになっており, 食糧不足が深刻であった戦後しばらくは供出制 がとられ,半ば強制的にコメを買い入れていた が,コメの大豊作によって食糧需給が緩和した 55年産米から予約売り渡し制に転換した。すな わち,政府が直接コメを集荷するのではなく, 集荷団体が農家からコメの予約売り渡し数量を とりまとめて,政府に一括して売り渡す方式に なったのである。ここにいう集荷団体とは実質 的には農協のことであり,ここで農協は政府機 関の代理としての機能を果たすようになった。

12) 『朝日新聞』 1996年8月11日。

さらに自主流通米導入や生産調整実施にも農協 は積極的な役割を果たしてきた。岸は、「約四半 世紀前に生産調整と自主流通米制度が始まった 後、消費者米価の物価統制令適用廃止、卸・小 売業者の参入規制緩和、自主流通米価格形成機 構での入札へと進んできた統制の緩和----いい かえれば、コメが商品性を回復する過程——に、 系統農協はそれなりに柔軟に対応したと言える。 建て前はあくまで「食管の基本の堅持」でも行 動はより現実的だった。「生産調整は行政の責任 で」といいながら,現場では行政と二人三脚で 転作の完全実施に努めたこと、自主流通米制度 は食管を崩すと反対しつつ、実際には全国農協 連合会(全農)による一元的な販売で有利な価 格の実現に成功したこと、さらに自主流通米の 入札開始後も全農の圧倒的な力を利用して、入 札はもちろん相対販売でも主導権を握ったこと, などがある。それだけでなく、自主流通米につ いては系統各段階とも政府米より高い手数料率 を設定することができた。1992年事業年度の自 主流通米手数料率は農協3.0%(政府米2.3%), 経済連0.6% (同0.2%), 全農0.3% (同0.08%) となっている。価格が高い上に手数料率も高い のだから、政府米に比べれば格段にうまみがあ る」いと食管制度の変容においても農協が深く 関与してきたことともに、それなりの利権を得 たことを指摘している。

食管法による経済の歪みは、流通面でも現れ た。コメビジネスへの参入は厳しく制限され、 既存業者は強大な既得権を得た。戦後の流通革 命の中で消費者の信頼を勝ち取ったスーパーマ ーケットにコメの小売許可証はなかなか交付さ れず、やむなく、スーパーマーケット各社は、 既存の米屋の許可証を借りてコメを扱うように なった。これらスーパーマーケットが支払う名 義料の総額は年間23億円にも達したという。こ れは政府による人為的な参入制限の結果生じた 不必要なコストである。そしてこれらのコスト

岸 康彦「「農協食管」への模索」大内力・佐伯 尚美編『政府食管から農協食管へ 新食糧法を問 う』日本農業年報42 農林統計協会 1995年 119 ページ。

は全て消費者が負担していたのである。このよ うな参入制限は、憲法に保障された「職業選択 の自由」及びそのコロラリーとしての「営業の 自由」に反しているにもかかわらず、食管堅持 の旗印のもとで、無理が通されてきたのである。

このような競争制限は, さらに色々な弊害を 生む。食管制度は, 元来食糧不足時の配給シス テムであって, 今日のような飽食の時代, グル メの時代には適合しない。つまり配給システム は, 元来消費者が持っている多様なニーズに応 え得るようなシステムではない。何よりもまず, 量を確保するシステムであり, 質の問題は等閑 視されていた。例えば, 食管法では, 生産者や 流通業者の間で競争が起こるような表示は禁止 されていた。つまり消費者ニーズから完全に背 を向けていたのであった。

生活水準が向上するにつれ、消費者からより おいしいコメ、より高品質なコメ、より安全な コメに対する需要が増加してもこのような硬直 的な流通システムでは対応することはできなか った。その中で現実に起こったことは、「ニセ銘 柄米」,「格上げ混米」という事態であった。例 えば、日本で一番人気のある新潟コシヒカリの 中でも最高級品とされる魚沼産コシヒカリの収 穫量はせいぜい7万~8万%であるが、市場に はその2~3倍の「魚沼産」コシヒカリが流通 しているのである14)。コメは日本人の主食とい われながら、コメ自体の取引はきわめて不透明 なものであった。その最大の原因は、参入が制 限され、競争のないというよりも禁止されてい たシステムでは、消費者に対する裏切り行為を したところで何のペナルティもなかったからで ある。食管法によって定められた複雑怪奇な流 通システムは、流通コストの肥大化を引き起こ し、消費者は、正体の知れないコメを高い値段 で買わされ続けたのである。その一方で、書類 の上だけ取引して、中間マージンだけを取ると いう商売が横行していたのであった。

3. 食管制度の崩壊

このような硬直した食管制度に対して,各所 から反乱が起こったのも蓋し当然であろう。そ れが自由米とか不正規米といわれるヤミ米であ る。これは,減反に反対する農家が,自力で顧 客を開拓する必要に迫られたこと,従来の流通 経路で搾取される中間マージンが余りにも大き いために,直接取引することによってむしろよ り有利な価格で売り渡すことができることとい った要因により自然発生的に生まれた食管法の 落とし子であった。

流通機構を通すよりも直接販売した方が有利 であるといった事態は,流通機構が本来の機能 を果たしていないことを意味する。本来,直接 取引は,取引費用が多くかかるはずであり,不 効率な取引形態である。だが,その直接取引の 方が流通機構を通すよりも生産者にも消費者に も有利になるということは,流通コストが余り にも高いということであり,本来考えられない ことなのである。「直販(直接販売)」が有利に なるようなコメ流通は,競争が排除された流通 機構が機能不全に陥ってしまった証左であると いってよい。

消費者としては、自由米ならば、自分たちの 欲しいものがリーズナブルな値段でいつでも買 えるという利点があった。つまり自由米だけが 消費者のニーズに応えるものとして登場したの である。後に、政府も、「特別栽培米」という形 でこの 「産直米 (産地直送米)」を公認すること となったが、当初、食管法が消費者のニーズに 応えられないまま、自由米がそのニーズを満た したのである。これは、食管法が消費者の利益 と一致しないことを意味する。それが一挙に露 わになったのは、いわゆる「平成コメ騒動」で あった。政府が予算上の理由からコメ備蓄を怠 ってきたところに、1993年に冷夏が襲い、作況 指数は、74と記録的な凶作となった。このため 政府は、アメリカやタイなどから計259万%のコ メを緊急輸入しなければならなくなったのであ る。そしてその際の混乱から、米屋から、そし て家庭の食卓からコメが消え、米屋の前には大 勢の人が行列を作ることとなったのである。

¹⁴⁾ 日本経済新聞社編『2020年からの警鐘』日本経 済新聞社 1997年 145ページ。

食管法のもとで、消費者は高い価格を押しつ けられ、多大の不便を強いられてきたが、それ でも曲がりなりにも食管法が存続していたのは, 主食であるコメを安定供給するという役割を果 たしているからだと多くの人が考えていたから であった。ところがその食管システムのもとで コメ不足から一時的なパニックが起こり、コメ が米屋から姿を消し、コメ価格は急騰した。同 時に、コメ不足に便乗した農協スキャンダルも 露見した。その結果,国民から食管体制に対す る不信の声がわき起こったのである。食管法に 対する国民の支持はこれで完全に失われたとい ってよい。このまま食管法を維持したところで, 形骸化は進むばかりであっただろう。既に、食 管法違反を宣伝文句にする米屋がマスコミで取 り上げられて話題になっていた。この時点で既 に, 食管法が有名無実であることは公然の秘密 であったといってよい。折しも、ガット・ウル グアイ・ラウンド農業合意によって、日本はコ メの関税化を拒否する代わりに、ミニマム・ア クセスを受け入れることになった。いよいよコ メの市場開放が地平線上にみえてきたのである。 これまで弥縫策を積み上げてきたものの、つい に法律と現実の乖離に耐えきれなくなって、食 管法は廃止され、1994年12月8日、新食糧法が 成立したのであった(施行は1995年11月1日)。

第二節 新食糧法の概要と問題点

1. 政府の役割

Momoyama Gakuin University

法律と現実のギャップを埋めるべく制定され た新食糧法は、これまでの食管法とどこが違う のだろうか。この違いを先ず政府の役割から見 ることにする。

食管法では,建て前としてコメは全量政府が 管理することになっていたのに対して,新食糧 法では第二条で,「政府は,米穀の需給及び価格 の安定を図るため,米穀の需給の的確な見通し を策定し,これに基づき,計画的にかつ整合性 をもって,米穀の需給の均衡を図るための生産 調整の円滑な推進,米穀の供給が不足する事態 に備えた備蓄の機動的な運営及び消費者が必要 とする米穀の適切かつ円滑な流通の確保を図る とともに、米穀の適切な買入れ、輸入及び売り 渡しを行うものとする」と政府の新たな役割を 規定している。

これによると、新食糧法では、政府は、コメ の生産計画を立て、備蓄をし、輸入を管理する という役目を負うこととなった。つまり政府の 役割をドラスティックに縮小したのである。政 府によるコメの全量管理というタテマエは完全 に放棄された。政府がコメに直接関与するのは、 備蓄と輸入だけとなった。備蓄米については、 150万¹2を目標とし、これを基本的に回転備蓄で 運用することになった。

2. 農協の役割

政府が食糧管理の主役の座をおりると同時に, 新食糧法では新たな主役が登場することになっ た。農業協同組合(農協)である。食管法では 明示されていなかった農協の役割が新食糧法で ははっきりと明記されている。「主要食糧の需給 及び価格の安定に関する法律施行規則」の第一 条は「主要食糧の需給及び価格の安定に関する 法律施行令第二条第一項の規定による農業者の 動向の参酌、同条第二項の規定による農業者の 動向の参酌及び同条第三項の規定による農業者 の意向の参酌は、農業者の組織する団体等が米 穀の生産調整の円滑な推進を図るために行う活 動の状況を踏まえて行うものとする」15)とあ り、新食糧法において農協は、生産調整の役割 を負うことになったのである。これまで、減反 という名の生産調整は、法的な根拠もなく、一 種の行政指導のもとで行われてきた。それが新 食糧法では、生産調整が明記され、生産者の調 整機関として農協の役割が法的に定められたの である。また自主流通法人として、全農が自主 流通計画を作成するとともに、自主流通米の備 蓄及び調整保管を行うことになった。自主流通 法人としては,全農以外に,商人系の全国主要 集荷協同組合(全集連)が農水大臣の指定を受 けているが、計画流通量の95%を全農が握って いるのが現実なので、実質的には全農の独占体

 ¹⁵⁾ 食糧庁監修『食糧関係法規集』大成出版社 1996
 年 57ページ。

110

制となっている16)。

3. コメ流通制度の変化

そしてコメ自体が,これまで政府米,自主流 通米と分けられていたものが,この両者を合わ せて計画流通米とされ,それ以外のコメは計画 外流通米として認定されることとなった。後者 はいわゆる不正規流通米,つまりヤミ米であり, これまで日陰者の存在であったものが,法的に 認知されたのである。

流通に関しては,食管法時代には,売買の相 手や営業登録に関して厳しく規制されていたも のが,大幅に自由化され,1996年6月にコメ流 通ビジネスへの新規参入が事実上自由になった。 生産者も,農協以外の業者や消費者に直接売る ことが認められるようになった。特に,計画外 流通米に関しては完全自由化となったといって よい。この結果,1996年6月時点で,コメの小 売業者の販売所数は175,600と88%増,また卸売 業者数も339と24%増になっている¹⁷⁾。参入自 由化による競争激化が予想される。

この他,新食糧法では,ガット・ウルグアイ・ ラウンド農業合意に基づくミニマムアクセスの 受け入れにともなう輸入手続きが定められてい る。

以上が,新食糧法の概要であるが,問題はこ の新食糧法によって,実質的にどこが変わった かという点である。

第二章 新食糧法における変化と問題点

第一節 新食糧法と政府の役割

新食糧法によって,政府の役割は本質的に変 化したように見える。つまり食管法では建前上 コメは政府が全量管理することになっていたの に対し,新食糧法では,コメの生産も流通も政 府の管理から離れ,農協による自主管理になる か,自由化されたからである。だが,これまで の実態を見れば,新食糧法によって事態がはじ めて変わったわけではないことがわかる。コメ

17) 岸康彦『前掲同書』353ページ。

の政府による全量管理という建て前は,既に自 主流通米の導入や,予約限度数量制という買入 制限の実施によって実質的に放棄されていた。 また生産調整は,これまで法的裏付けのない行 政指導という形で,農協主体に行ってきたもの が,新食糧法では明確に農協による調整という のが明記されただけであり,これも現状追認に 過ぎない。

それでは、流通の方はどうか。新食糧法によ って政府米というものがなくなった。それでは 政府米という存在が全てなくなるのかというと そうではない。新食糧法における政府の役割と して備蓄が挙げられている。政府は、毎年、150 万ちをメドに備蓄を行う予定となっている。こ れは回転備蓄で行われることになっていること から,政府は、少なくとも毎年150万以のコメを 買い付けることになる。これは平成4年産の政 府米154万 とほぼ同じであり、これは結局、政 府米というのをやめて備蓄米という名称にする という「朝三暮四」に他ならない。つまりこれ もまた現状追認政策なのである。政府は、コメ 過剰時には、備蓄水準を50万い増やすと言って いるが、これは平成6年産の政府米買い付け量 205~215万 いとほぼ同じである。まさに、直近 の政府米買い付け量を基準に備蓄量を決定した といってもよいくらいである。

さらに、備蓄米の価格は「自主流通米の価格 の動向その他の米穀の需要及び供給の動向を反 映させるほか、生産条件及び物価その他の経済 事情を参酌し、米穀の再生産を確保することを 旨として」決められることになっている¹⁸⁾。こ の規定に基づき、米価審議会が1995年12月に新 しい米価算定方式を決定した。これによると、 政府買入価格は、自主流通米の価格変動と生産 費の動向の両方を考慮して決められることにな っており、政府買入価格に自主流通米の価格変 動が入ることから、価格メカニズムの一部が取 り入れられているように見えるが、実際の価格 決定は旧態依然の政治的プロセスによって行わ

¹⁶⁾ 岸康彦『食と農の戦後史』日本経済新聞社1996年 359ページ。

¹⁸⁾ 食糧庁総務部企画課内食糧制度研究会編著『知っておきたい食糧法』大蔵省印刷局 1996年 52-53ページ。

れており、なんら変化は見られない。そして政 府に備蓄米としてコメを売るのは、生産調整主 体である農協に限られており、この点で、農協 は、さらに既得権を拡大したと言える。農協は、 毎年最低150万、から200万、(但し、輸入米が この中に含まれるとそれだけ量は減少する)の コメを高い価格で独占的に政府に売却する権利 を得た。これはコメの流通市場自由化にともな う政府から農協への「迷惑料」と考えることが できる。政府による備蓄米の大量買い付けは、 新食糧法によって流通市場が自由化されたとい う主張が半面の真理でしかないことを意味して いる。

Momoyama Gakuin University

政府による大量の備蓄米の高値買い付けは, コメの市場価格を人為的に釣り上げる効果を持 っている。これに関して、 松島は、 「こうした政 府買入数量が、そのまま価格下支え効果を持つ わけではない。他方では、備蓄米を売却しなけ ればならないからである。」19)と述べているが, これは新米と古米の品質差を無視した議論であ る。もちろん両者は連動しているので、古米価 格が新米価格に影響を与えることは否定できな いが、政府が大量の新米を自主流通米を基準に した高い値段で買いつけ、それを備蓄という形 で一年間保管して、古米として売却するのであ る。これによって新米供給が減ることは明らか であり、新米価格は備蓄がない場合に比べて上 昇する。もっとも、後に述べるように、この価 格支持政策は、コメ余りという現実に直面して 早くも挫折している。

さらに,政府の備蓄米買入が,生産調整と連 動している以上,政府は,毎年大量の備蓄米を 買い入れなければならない。仮に,毎年豊作で, 既に備蓄米が買い入れ限度一杯の水準になって いても,大量の買入を行わねばならないのであ る。もし備蓄米の買入を減少させれば,生産調 整のための大きなインセンテイブ(誘因)を失 ってしまうので,生産調整自体を断念せざるを 得なくなるからである。そのようなことが許さ れるはずもないから,必ず政府は毎年大量の備 蓄米を購入しなくてはならないのである。具体 的にどれだけの備蓄米を購入するかは,政治決 定の対象となるだろう。

また政府は、自主流通米を買い付けて、それ を古米として売却するので、かつての逆ざやが 再現することになる。つまり備蓄米に関して毎 年巨額の赤字が生まれる。例えば、1*。2?当た り200円の価格差が生じれば、逆ざやによる赤字 は、150万レンで、3000億円にもなる。これは一 種の農業に対する補助金であるが、ガット・ウ ルグアイ・ラウンド農業合意で削減対象となっ ている国内支持の中には、公的備蓄に対する補 助は含まれていないので、いかにこの部分で補 助をしてもウルグアイ・ラウンド合意違反には ならない。これは農業合意の一種の抜け道にな っている。例えば、内外価格差を過大に評価し て、より高い価格を消費者に押しつけるととも に、 備蓄米をより高い価格で買い入れることで, 実質的な農業保護を行うことは理論的には可能 である。もっとも、これも財政構造改革法によ り予算増額に歯止めをかけられた現在コメだけ を特別に手厚く保護することが可能かどうかは 大変疑問である。

第二節 在庫──新食糧法システムにのしかか る重圧

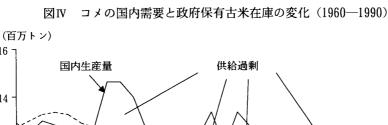
問題なのは、現在でも多くのコメ在庫を抱え ており、新食糧法での備蓄がはじめから非常に 高い水準で開始されることである²⁰⁾。政府とし ては、開始早々、この厳しい財政事情の中、大 幅な備蓄米の積み増し覚悟で大量にコメを買い 付けるか、それとも厳しい生産調整を求めて、 計画外流通米を増やし、コメ価格が低落するの を手をこまねいて傍観するかという二者択一を 迫られることになる。1996年産米の1034万⁵ (陸稲を含む)に続き、1997年産米も作況指数 102,収穫量も1004万⁵と4年連続で一千万⁵。を

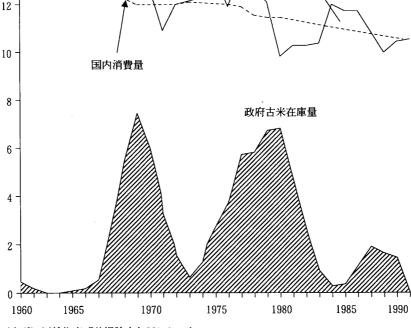
¹⁹⁾ 松島正博「新食糧法下の米価政策と米価形成」 大内力・佐伯尚美編『前掲書』72ページ。

^{20) 1996}米穀年度における政府米の販売は極めて不振で、前年の半分程度にとどまっている。このままでは、1997米穀年度に入る11月には、約60万トンの94年産米が古々米として残ることになる。 『読売新聞』1996年9月28日朝刊。

16

14





(出所)川越俊彦『前掲論文』261ページ。

越える豊作となった²¹⁾。それとともに、97年10 月末で370万%の在庫米(政府米,自主流通米, 輸入米の在庫)がさらに積み増されることにな る。この在庫米以外に民間に100万以の在庫米が あり、このままでは、1970年の720万, 1980年 の666万以に迫る500万以程度の在庫水準になる 恐れが出てきている (図IV)²²⁾。在庫水準が高く なれば、それだけ保管コストも上昇する。米1 いあたりの保管料は年間14,000円なので、仮り に在庫を500万いとすると保管費用は約700億円 という巨額なものとなる。さらに在庫米を援助 や飼料用に処分すれば、内外価格差がそのまま 処理費用となって財政を圧迫する。かつて在庫 米を大量に処分した1971-74年度には約1兆円, 1979-86年度には約2兆円の財政負担が生じた。

政府は未曾有のコメ余り情況の中で新食糧法 を維持しなければならない状況に追い込まれて

22) 『読売新聞』1997年8月16日朝刊。

いる。回転備蓄方式を取れば、毎年大量の古米 を捌かねばならず、他方もし古米の売却を回避 して回転備蓄方式から棚上げ備蓄方式に政策を 転換すれば,今度は政府米購入量が激減して, 生産調整への有力なインセンテイブを奪うこと になる。大量の在庫の存在は,政府の生産調整・ 備蓄政策に大きなジレンマを持ち込むことにな るのである。

事実,政府はすでに過大な政府在庫を抱えて いる。現在でも古古々米である94年産米を54万 いを抱えており、最近のコメ市場の低迷のため に、この古古々米の販売を打ち切ったほどであ る²³⁾。政府米の過剰在庫に悩む政府は1997年産 米の購入量を120万以に引き下げるほか、これま で保管して一年経過した古米のみを政府米とし て販売する方針を転換して、新米も販売するこ とに決めた。これによって、政府の財政負担は

23) 『読売新聞』1997年11月22日朝刊。

^{21) 『}読売新聞』1997年12月17日朝刊。

軽減されるが、この二つの措置によって、市場 への新米の供給が増加し新米の価格は大きく下 落する。つまり政府の財政負担が減った分、稲 作農家の打撃が大きくなる。

事実,政府は1997年11月25日,98年産米の政 府買い入れ価格を現行価格より2.5%(412円) 引き下げ,60*。27当たり15,805円とすることを 米価審議会に諮問し,同審議会は政府案通りの 答申を27日に行い,これによって政府価格が正 式に決定した24)。同時に、98年1月から適用す る97年産米の売渡価格も、1.5%(257円)引き 下げ、同16,982円とした。ミニマム・アクセス 米といわれる輸入米も、6.5%(882円)引き下 げ,同12,652円とした25)。これは現在のコメの 供給過剰を反映したもので当然といえるが、他 方で,これは農家側の生産調整に参加するイン センティブを奪うとして、政府は減反農家を対 象に97年産米の価格下落に対応すべく、60*。27 当たり1,038円を補塡することを決めた。だが、 このような政策は、政府に過度の財政負担を強 いることになり、いつまでも続けることは不可 能である。さらに、これまでの経過を見れば、 現在の生産構造の下では慢性的生産過剰状態に 陥ることが予想される。これがさらに米価を引 き下げることになろう。

このような政策は、全く一貫性がない。もと もとわが国のコメ生産及び価格政策は、いわば 自動車でブレーキとアクセルを同時に踏むよう なところがあった。1997年産米価格の引き下げ と、価格補塡金の給付を見ても、全くあい矛盾 する政策を行っている。なぜなら、自主流通米 の価格も連年の豊作による供給増加のため、96 年産の19,806円から97年産に対しては、17,404 円と2,400 円も下落しているのである。生産者 は絶対価格ではなく、相対価格、つまり機会費 用で生産調整に参加するかどうかを決定するの であるから、97年産米に対する1,038円の価格補 塡金は全く不要である。つまりこれは単なるバ ラマキ政策にしか過ぎないのである。

このようなことをすれば、いたずらに資源を

浪費するだけに終わるであろう。それ故,この ような政策を長期的に維持することは不可能と いわざるを得ない。最終的には,需給が均衡す るように退出を促進するような価格水準のとこ ろまで価格が下落するだろう。

市場メカニズムを無視したツケは,最終的に は備蓄に現れる。これまで政府は厳しい生産調 整を実施して,コメ供給量の安定を図ろうと努 力してきたのであるが,現実には,図IVに示さ れているように,国内消費量は一貫して低下傾 向にあるのに対して,国内生産量は大きな変動 を繰り返しており,その結果,大量の在庫を抱 えたり,「平成コメ騒動」の時のようにコメ不足 に陥ったのであった。

さらにウルグアイラウンドによって認められ、 たコメのミニマムアクセスによって、わが国の コメの出来高に関わらず、一定量のコメを輸入 する義務を負わされたが、これによって生じる 供給増加に対して、生産調整、即ち減反は行わ ないことが閣議了解されている。例えば、ミニ マムアクセスによって60万%のコメの輸入が行 われるのであれば、それに見合う12万端の減反 をしなければ、供給過剰になってしまうが、そ れは行われない26)。2000年度にはこのミニマム アクセスは、85万以に達する。ミニマム・アク セス米の輸入量が増加するにつれて、供給過剰 は大きくなるが、政府はこれを放置するという のである。それでは一体、何のための生産調整 かといわざるを得ない。このように政府の政策 は、マクロ的整合性がない。

新食糧法によって,政府と農協は備蓄の役割 を負うことになったが,これによって生産の変 動が収まるわけではなく,生産調整の実施状況 によって,慢性的な生産過剰に陥ることも十分 考えられる。その時の備蓄コストは誰が負うの か。新食糧法はこのまま豊作が続けば,やがて は行き詰まってしまうこととなろう。

第三節 新食糧法と農協

新食糧法では,農協に大きな負担が課せられ,

26) 『読売新聞』 1997年10月22日朝刊。

^{24) 『}読売新聞』1997年11月28日朝刊。

^{25) 『}読売新聞』 1997年11月26日朝刊。

この点で,農協側の不満も大きいと言うことだ が,これまで農協が食管法で大きな利益を得て いたのであり,農協にはこれまで通りの生産, 流通システムを実質的に維持したいという動機 をもっているのであるから,その農協が新制度 で中心的役割を担うのは当然の成りゆきといえ よう。

小農保護を根拠にこれまで抜本的な農業改革 に抵抗してきた人々,以下「小農保護論(者)」 と呼ぶ)は、「系統農協はいくつかの点で当初の 政府案からの譲歩を引き出した代わりに、極め て大きな責任と負担を自らが負う結果となっ た」と述べている27)。これは流通が自由化され る一方で、農協が生産調整の主体となったこと を指していると思われる。しかしながら、そも そもこうなった原因は、食管法でコメの生産者 の政府への売り渡し義務が罰則つきで定められ ていたにもかかわらず,事実上これが空洞化し, 自主流通米が創設され、さらには自由米が大量 に取引されるようになり、本来これを抑制すべ き農協すらも自由米を取り扱うといった事態に 立ち至ったことにある。このことは農協すら, 流通の自由化は, 抗しがたき時代の波として, 受け入れざるを得なくなったのであり、農協自 身も食管法の維持は不可能であると認めたこと 「に他ならない。

これまで高米価を維持できたのは、政府と農 協が強力な生産カルテルを結び、輸入を禁止す ることで、世界市場から国内市場を遮断し、供 給を制限したためである。ところが、これによ って国内のコメ価格が世界価格よりはるかに高 くなったため、および複雑な流通経路で法外な マージンがつくり出されたために、常に食管法 をくぐり抜けて、販売しようとするインセンテ イブが働き、それが消費者の良いコメへの需要 とも相まって、自由米すなわちヤミ米市場の拡 大を招いたことはすでに述べた²⁸⁾。農協は正規 米の95%を扱っていたが、その正規米のシェア は年々低下し、大凶作であった93年には、価格 の高い自由米にコメが流れたため、農協の取扱 シェアが辛うじて過半数を保つという体たらく にまで陥った29)。このまま放置すれば、正規の 流通ルートを通さない自由米の量は増大し、農 協のコメ流通支配力は浸食され続けていっただ ろう。建前上、農協は自由米を扱えないから、 シェア縮小に対して有効な手だてを講じること はできない。このまま食管法に固執すれば、食 管法空洞化の中でみすみすビジネスチャンスを 失いかねないと言うことを農協も認識せざるを 得なくなったのである。いうならば食管法が農 協自体にも桎梏となってきたということなので ある。そのため、コメ小売業者や卸売り業者を 切り捨てて、流通の自由化を図ったわけである。 新食糧法によって、自由米は、計画外流通米と して、法的に認められることになった。現在計 画外流通米の年間流通量はコメ生産量の3割強 に当たる約330万以にも達し,自主流通米流通量 440万いに近づいている30)。

確かに、流通自由化は農協にとって大きな賭 けである。流通自由化によって、コメ価格の下 落が加速することが予想されるからである。だ がこれによって、農協が従前よりも不利になる ことはない。これは単なる現状追認に過ぎない からである。むしろ、このままでは、なしくず しの流通自由化の下で、販売ノウハウをもたな い単協は、商社や他の新規参入者との競争の中 で,集荷能力を失ってしまう可能性すらあった。 これを防ぐために、生産調整補助金ならびに自 主流通米に対する補助金というアメに加えて, 計画流通助成金(60*。27当たり良質米で1,000 円)をつけ、さらに経済連や全農を通せば、60 **27当たり140円を追加するという,まさに至れ り尽くせりの優遇策を施し、計画流通米制度の 中にできるだけ多くのコメを取り込もうとして いる³¹⁾。このような助成資金のパイプとなって いるのが、公益法人である。農水省所管の公益

- 30) 『朝日新聞』 1997年10月23日。
- 31)本間正義「新食糧法によるコメ政策の問題点」 『経済セミナー』1996年12月号。

²⁷⁾大内力・佐伯尚美編『前掲書』22ページ。

²⁸⁾ 農家が自由米を販売する要因についての分析は, 西口利治「計画外米と流通市場」大内力・佐伯 尚美編『前掲書』157-159ページに詳しい。

²⁹⁾ 西口利治『前掲論文』157ページの表参照。

法人である社団法人「全国米麦改良協会」には 農水省から「計画流通推進対策助成金」と称し て1,000億円の補助金が出ている³²⁾。このよう な補助金を使って,流通自由化の中で,コメの 囲い込みを図ろうというわけである。先にも指 摘したように,計画流通米の中心である自主流 通法人は,事実上農協の独占になっており,い わば,計画流通米市場は,農協の聖域であるこ とが新食糧法によって認められている。農協は, 補助金と政府備蓄米という安定大口需要家をう まく利用することで計画流通米を増やすことが できる。計画流通米制度にはこのような農協支 援の意図も含まれていると思われる。

Momoyama Gakuin University

さらに、農協による生産調整についてである が、小農保護論者によれば、「これまで法律的根 拠をもたず、いわゆる行政指導として実施され てきた生産調整は、新食糧法では明確に法文化 された」が、「なんらの実質をともなうものでは ない」とされている³³⁾。

確かに、小農保護論者のいうように、もとも と生産調整は、明確な法的根拠もなく行われて きており,その執行者は,事実上農協の営農指 導員であったわけで,新食糧法によって,あら たに農協に生産調整の役割が与えられていたの ではなく、これまで事実上行われてきたことを 新食糧法が追認したということに過ぎない。む しろ重要なのは、これまで法的な裏付けなしに 行われてきたことに法的裏付けが与えられたこ とではないだろうか。これによって、農協は、 事実上の行政執行機関としての位置づけを新食 **糧法によって保障され、生産調整に附属する主** 要な利権を農協がコントロールすることが認め られたといってよい。生産調整は、確かに困難 な作業ではあるが、デメリットばかりではない。 高齢化に伴う離農が進めば、生産調整も容易に なるだろうし、 生産調整のもとになる水田の算 定の仕方によっては,年間970億円にもなる生産 調整助成金が濡れ手に粟の利権と化する可能性 もないわけではない³⁴⁾。例えば、97年産米から

実施される「米需給特別対策事業」で導入され る補助金であるが、これは、減反を達成した農 家の出荷先、即ち農協に対する補助金である。 農協には、すでに減反の事務経費分の補助金(水 田営農推進交付金)として82億円(96年度)が 支払われているのに加えて,新たにこのような 補助金が100億円も導入されることになったの である。生産調整主体である農家ではなく、農 協に対してこのような補助金を出す意義がどこ にあるのだろうか。しかも土門が指摘するよう に、生産調整の実績がこれまで100パーセント達 成されており, わざわざ補助金を出してまで生 産調整を進める必要がないにもかかわらず、こ のような補助金が認められたのである35)。これ も生産調整が事実上農協所管となった事による 利権の創出といえる。

この他,新食糧法では,農協による調整保管 が行われることになっている。これも新たな負 担であるように見えるが,実際には,1994年産 自主流通米では,全農が中心となり調整保管と して計40万¹シンの需給調整を行っている。農協 組織は,この40万¹シの需給対策の資金としてだ けでもすでに160億円以上を負担したのであ る³⁶⁾。つまり現在でも,農協は,自主流通米の 調整保管を行っており,新食糧法に規定されて いる調整保管は,これまで農協がやってきたこ とを明文化したに過ぎないのである。農協の負 担としては,この調整保管の他に備蓄があるが, この問題については政府のところで触れたので

「ここでいう水田面積とは農林水産省のいう「潜 在水田面積」を含めてのことであるが、生産調整 面積を算出する根拠の一つとなる潜在水田面積の フレームが現行(水田営農活性化対策)の約271万 気で適当なのかどうかという問題がある。これに ついては例えば潜在生産力は過大に評価している のではないかという梶井氏の指摘もあり、全中常 務の高野氏は潰廃面積のトレンドを考慮すると潜 在生産力をどう考えるか難しいとしている。」 大内力・佐伯尚美編『前掲書』105ページ。

- 35) 土門剛「減反,新たな100億不要」『読売新聞』 1997年3月21日朝刊。
- 36) 西口利治『前掲論文』167ページ。

^{32) 『}毎日新聞』1997年2月3日朝刊。

³³⁾ 大内力・佐伯尚美編『前掲書』28ページ。

³⁴⁾ なぜなら、生産調整の策定のもとになる水田面

積の算定については,以下の記述を見てもわかる ように恣意的要素が混入することが避けられない からである。

116

ここでは繰り返さない。

第四節 コメのミニマム・アクセス

コメのミニマム・アクセスに関して、小農保 護論者は、マーク・アップ制によって、内外価 格差の上限が1*』なあたり,292円に抑えられて いることをとらえて、内外価格差を完全に遮断 することはできなくなったとしている。確かに, 完全遮断はできなくなったが、それでも一般輸 入の場合,292円という上限は決して,わずかな ものではない。1 * 2292円ということは、60*。 27では17,520円となり、これだけで97年産米の 売渡価格(16,982円)を上回ってしまう。カリ フォルニア米のCIF価格が10*。27あたり700 円であることを考えれば37),最高400%以上の 関税をかけることができるのと同じなのである。 もう一つの輸入方式である売買同時入札である SBS方式でも、政府による値幅制限があるた め、自由な取引からほど遠いものである。それ 故、実質的に内外価格差は遮断されているとい ってよい。

農協としては、とりあえず次回の交渉におい ても、コメ関税化は絶対に阻止し、コメの一元 輸入を堅持することで、国内市場と世界市場の 遮断を図ろうとするだろう。同時に、国内支持 の削減幅を可能な限り小さくすることによって、 内外価格差を維持することに全力をあげるであ ろう。2001年以降の国境措置は、2000年に再交 渉されることになっているが、農協としては、 現在のようなミニマム・アクセスを維持し、最 低輸入量を最小限度にとどめようとするに違い ない。とりあえず、コメを第二の麦とするわけ である。

麦の輸入は,指定入札制度が取られてきてお り,落札業者は事実上談合によって決められて いる。麦の輸入は,全量政府が買い付けるため に,売れ残りリスクがなく,非常にうまみのあ るビジネスになっている。そのため取り扱いシ ェア自体が利権化しており,それ自身が売買の 対象となっているという。ミニマム・アクセス によって輸入されるコメの内外価格差は初年度 でも1000億円を超えるから、コメ輸入も大きな 利権に成長することは確実である。もっとも麦 自体の食管制度も崩壊しつつあるので、コメも 過渡的には、麦のような管理体制になるかもし れないが、これを長期にわたって維持すること はおそらく不可能であろう。

農水省としても、ある程度の価格低下は、コ メ生産からの退出を促すためには必要悪として 受けとめ、これによって生産調整を行いつつ、 できるだけ生産構造転換のコストを小さくしよ うとするだろう。ミニマム・アクセスをうまく 利用すれば、近い将来予測されるコメ生産農家 の減少による供給低下もミニマム・アクセスに よって補うことができ、かつ価格の急低下も回 避することことができる。だが、このようなシ ナリオが実現するためには、コメの生産が将来 減少して、マクロ的に供給不足になる必要があ る。長期的には、農家の高齢化によってコメの 生産はやがて低下していくことが予想されるが, 現在のところ、コメは生産過剰にあり、ミニマ ム・アクセスは、しばらくは農水省にとって大 変な重荷となるだろう。その上,2001年以降も 関税化を拒否し,特別措置の延長を行なう場合 にはミニマム・アクセス枠の拡大は避けられな い。最終的には、コメもいずれ関税化され、自 由貿易の流れに巻き込まれることは確実である。

第五節 新食糧法とコメ価格の動向

新食糧法によって,短・中期的にコメ価格が 下がるかどうかは,ひとえに生産調整の成否に かかっている。そしてそれは,大規模稲作経営 農家の動向にかかっていると言えるのである。 彼等こそ,コメ価格の低下によって一番大きな 打撃をこうむるグループであるからだ。彼等は 生き残りをかけて,よりシビアなコストダウン と,価格維持に向けて全力を投入することにな ろう。コメ生産者にとって最良の策は,農協と 大規模稲作農家との共謀による生産カルテルで あろう。

だが,カルテル結成は可能性として不可能で はないにせよ,生産調整を実際に結成・維持で

³⁷⁾ この価格は、1994年度の緊急輸入米のものであ る。大内力・佐伯尚美編『前掲書』90ページ。

きるかとなると非常に困難といわざるを得ない。 天候などによる収穫の変動が避けられない農産 物の生産カルテルの有効性は大いに疑問である。 また一口にコメといっても、産地や品種によっ て様々な違いがあり、売れ行きも異なる。人気 のあるコメは、全体が供給過剰なときにも、順 調に売れ行きを伸ばすだろう。このような地域 差、品種差を生産調整の実施の際どれだけ考慮 できるだろうか。農協が、生産調整を一律に強 制すれば、人気品種を作っているところはたち どころに計画外に逃げてしまい、農協のコント ロール下におかれるのは人気のないコメだけに なってしまう。これを放置すれば、計画流通米 は政府米のようになってしまうだろう。他方, 相対的に売れ行きの良い計画外米は生産制限を 拒否して増産に励むかも知れない。このように 産地間・銘柄間競争は、計画流通米と計画外米 の選別過程として機能することになるかも知れ ない。つまり高級品は計画外米に、標準品は計 画米になっていくことも考えられる。この場合, 計画外米には常に増産へのインセンテイブが働 くので、供給は増大し、価格は低下するだろう。 そして計画外米の価格低下は、計画米の価格に も下方圧力をかけることになる。経験的に見て も、自主的な生産カルテルを維持するのは非常 に難しい。効果的な生産カルテルを実行するた めにはどうしても政府による強制力が必要とな る。

だが、1997年初頭に橋本高知県知事が減反指 導を止めると発言したことを見ても、新食糧法 下での生産調整には早くも暗雲が立ちこめてい る。食糧庁が1997年3月19日に決定した「コメ 需給基本計画」でも、計画流通米の集荷予定量 は、昨秋段階より20万~少ない575万~585万~ に下方修正されている。これは昨年秋に新食糧 法が施行されてから、農家が直接販売する計画 外流通米が増加したためである³⁸⁾。4年連続の 豊作を受けて、コメ生産はさらなる減産を迫ら れている。農水省は1997年11月、1998年度の水 稲の生産調整(減反)面積を96万3千%に決定

38) 『読売新聞』 1997年3月20日朝刊。

した。これによる減反率は全国で35.5%に達し、 これは97年度の28.8%に比べても一段と厳しく なっている³⁹⁾。だがこれ以上の減反を行うのは 大変困難といわざるを得ない。それに伴い減反 に要するコストは上昇する一方となっている。 農水省は生産調整政策実施のため、価格下落時 の減反協力農家への所得補償や転作への補償金 交付を行うことにしているが、この政策実施の ための費用は1998年度と99年度の2年間で6000 億円にもなる⁴⁰⁾。

だが政府のこのような努力にもかかわらず, すでに述べたように,小農のコメ供給の価格弾 力性は低いため,コメ価格が少々下落しても, 生産量は低下しない。そのため当面はコメ価格 は続落する可能性が高い。

流通と生産両部門における変化によって、コ メの消費者価格の低下は、避けられないであろ う。事実の問題として、4年連続の豊作のため、 コメの消費者価格は低迷を続けている。他方コ メの価格が低下していかない限り、消費者のコ メ離れは加速し、コメ需要は減少の一途をたど るであろう。

長期的には、コメの価格は国際価格に近づか ざるを得ない。なぜなら、ウルグアイ・ラウン ド農業合意の中に、農業に対する国内支持総額 の削減があり、この国内支持の中には内外価格 差も含まれているからである。そして日本は、 2000年までに、国内支持の指標である総AMS を基準期間である1986~1988年の5兆円から4 兆円にまで20%引き下げなければならない。も っと重要なのは、この国内支持総額が交渉事項 になったことである。そのため、これから交渉 の度ごとにこの国内支持の削減が求められ、最 終的には、この国内支持の全廃が求められるこ とになろう。この総AMSの太宗は、コメの内 外価格差であるから, 政府としてもコメの国内 価格を下げる方向に持って行かざるを得ないの である。

結局,長期的には,生産カルテルの維持は困 難であり,ウルグアイラウンド合意の結果,価

^{39) 『}読売新聞』1997年11月22日朝刊。

^{40) 『}毎日新聞』1997年11月19日。

格支持が認められなくなってしまうために,い ずれ日本のコメ価格は世界価格レベルに収斂し ていかざるをえない。

第六節 新食糧法と消費者

他方,いくつかの点で,新食糧法は,消費者 の利益の増進になるだろう。もっともそれらの 変化は,新食糧法がなくとも早晩起こるべくし て起こる変化であり,なんら画期的変化ではな いということもできる。

先ず,これまで不当に高かった流通マージン が競争によって削られることにより,コメの小 売価格は低下することは確実である。また小売 レベルの流通自由化は,新たな消費者ニーズを 掘り起こし,コメ需要を増加させる可能性を秘 めている。これまでパンや麵類の消費量が増加 する一方で,コメの消費量だけが減少している。 例えば,1人当たり小麦の消費量は1985年には 31.7*。なだったものが1996年度には33.0*。な 若干ながら増加しているのに対して,同期の1 人当たりコメ消費量は,74.6*。なから67.3*。な へと減少している。

この原因として,よく食生活の変化や日本人 とくに若年層の嗜好の変化があげられ,その関 連でパン食中心の学校給食制度がヤリ玉にあげ られる。人によっては,これはアメリカの食糧 メジャーによる陰謀の結果であるという人もい る。もちろん食生活は所得水準が上昇するにつ れて多様化するのでこのような変化は避けられ ない。だが,「アメリカの陰謀」といった強引な 因果関係を求めなくとも,急激ともみえるコメ 離れは経済学的に説明できる。その主要な要因 は,価格要因である。すなわち,パンや麵類に 比べて相対的にコメが高いことである⁴¹⁾。さら に制度的・構造的要因として,コメの購入に色々 な制限があったことの他に,コメの全量管理が 建て前の食管法のもとでは,生産者・流通業者 も販売リスクを負うことがなく,生産したもの, 仕入れたものは全て売れることになっていたた めに,それほど真剣に需要の開拓をしてこなか ったためと考えられる。むしろ,これまで非常 識な生産・流通政策がとられ,コメが価格面で も不利になり,商品価値を高める努力もなおざ りにされていたにもかかわらず,なお膨大なコ メ需要があるということは,日本人のコメ好き は無類のものであるといわねばならないだろう。 流通の自由化によって,販売リスクが生じるこ とになり,生産者,流通業者ともより魅力的な 製品を送り出さねばならなくなるので,その点 では消費者は多大な利益を得ることになる。

また新食糧法のもとで,精米表示制度も改正 され,「産地・品種・産年」の三点セットの表示 が全国統一基準で行われることになった。これ 自体は,消費者にとって大きな利益となるわけ だが,同時に,消費者利益を名目にして自己の 権益の拡大をはかろうとする意図も見える。す なわち,品質表示制度の名のもとに,計画流通 米への囲い込みや新たな利権開拓が行われよう としている。未検米すなわち計画外流通米につ いては,精米表示認証制度による認証マークや 精米表示確認制度による確認マークがつけられ ず,三点セットの表示が認められていない⁴²⁾。 これは計画流通米を有利にするための制度であ ると考えられる。

また認証を受けるためには、1*。22当たり50 円もの検査料を払わねばならない(カリフォル ニア米の価格が1*。270円であることを想起さ れたい)。さらに、この三点セットを表示するた めに、精米段階での認証が必要となる。そのた めには、食糧庁の外郭団体である財団法人日本 穀物検定協会の承認する検定工場で精米を行い、 その精米袋に、協会の発行する「認証シール」 を張らねばならないのである。そのシールも有 料で、10*。22の袋で4円となっている。つまり 三点セットを表示するためには、検定工場に精 米料を支払った上に、シール代まで払わねばな らないのである。この日本穀物検定協会は、食

⁴¹⁾ 持田によれば、1963~71年頃に起こったコメ消 費の急減は、小麦のコメに対する相対価格が低下 し、コメから小麦への代替が起こったためである。 現在でも、小麦製品はコメに比べれば割安である。 大内力・佐伯尚美編『前掲書』53-54ページ。

⁴²⁾米穀出荷販売制度研究会編著『米穀の出荷・販 売業者必携』大成出版社 1996年 36ページ。

糧庁最大の天下り先となっており,この制度が 利権がらみであるのは明白である⁴³⁾。ちなみ に,新食糧法によって,政府によるコメ全量管 理体制が名目的にも廃棄されたにもかかわらず, 食糧庁定員は,1996年度で10,354人である⁴⁴⁾。

コメ流通制度改革の目玉として登場した自主 流通米価格形成センターの仕組みにも問題が多 い。その際たる点は、買い手と売り手の両方に 農協が参加していることであり,これでは自由 な価格形成ではなく、「出来レース」であるとい う批判が出てくるのも当然である。この点は、 既に公正取引委員会からも問題として指摘され ている。つまり、自主流通米価格形成センター に売り手として登場するのは、全農と経済連で あり、買い手として登場するのは、卸売業者で あるが、その卸売業者の中に本来売り手である 経済連が卸業者の免許を取得して参加している のである。そして売り手である経済連が自分た ちの商品を高値で買うように自身の卸業者に指 示を出していることが問題となった。これでは 市場が正常に機能することは期待できない。こ のようなことを認めている食糧庁の見識も疑わ れて然るべきである。ところがこれを改善する ためには、市場への参加者を増やして個々の参 加者の影響力を小さくすることが必要になるが, 参加者拡大には全農が反対している。要するに, 農協はコメの価格形成に市場原理を持ち込むこ とにはあくまでも反対なのである。

また価格形成センターでのコメ価格の変動幅 には一定のタガがはめられており、この点でも 自由な価格形成が阻害されている⁴⁵⁾。市場に売 り手と同時に買い手として参加し、価格を自由 に設定するという非常識な行為は巨大独占企業 さえも夢想だにできないことである。だが、農

- 43) 『週刊東洋経済』1996年4月20日号。
- 44)石弘光編『財政構造改革白書』東洋経済新報社 1996年 306ページ。
- 45) ここでの入札価格は,年間で前年度産の基準価 格の上下10%の値幅制限が設けられているが,実 際にはこれまで上下7%の変動幅に抑えられてき た。本間は,全体としてのコメ価格の安定には意 味があっても,個々の銘柄の値幅制限は必要ない としている。

本間正義「前揭論文」。

協は, 自らの利益のために, 市場のルールを踏 みにじり, 独占的特権を享受して手放さないの である。

また農産物市場に特有の価格の不安定性に対 しては、先物市場が有効なリスクヘッジ機構と なるのだが、現物市場ですら、正常に機能する ことを妨げられているのであるから、コメの先 物市場の創設などは遠い先の話になりそうであ る⁴⁶⁾。

このように,新食糧法は,「作る自由,売る自 由」を標榜しながら,これまでの規制の多くを 温存しており,非常に矛盾したものであるとい うことができる。

計画外流通米の取引が合法化された結果, 1997年10月に,この自由米の市場が開設された のは,これまで自主流通米を扱ってきた価格形 成センターに対する業者の不満の表れといえよ う。全農がいくら市場化に反対しようと,自由 化の流れを止めることはできない。

このように、新食糧法によって、コメの生産 流通で変化するところと変化しないところがあ ることがわかったが、それでは次に新食糧法が 生まれるに至るまでの日本農政は日本農業にど のような影響を与えたかを考えてみたい。

第三章 日本農政の失敗

第一節 規模拡大政策の失敗

日本農業の国際競争力の欠如が問題になると き,常にその原因としてあげられるのが経営規 模の問題である。この場合の経営規模というの は農地に関するものである。養鶏のように土地 に余り関係のない分野では,規模拡大が進んで おり,その生産性は国際的に見ても遜色ないも のとなっている。つまり日本農業の全てが低生 産性に悩まされているわけではない。しかしこ とコメ生産に関しては,経営耕地の零細性が労 働生産性の向上のボトルネックになっており,

⁴⁶⁾日本におけるコメの先物市場の展望については、 岸本裕一「国際化時代に対応する米取引の経済ル ールづくりと米先物市場再創設の可能性」「桃山学 院大学経済経営論集」第37卷第2号 1995年10月 参照。

もともとの労賃の高さと相まって,農業から競 争力を奪っているのである。それでは日本農政 はこれまで農家の経営規模拡大の問題をどう考 えていたのかを見てみることにする。

日本農政は、当初、農地改革の成果を守り、 自作農の小作への再転落を防止するために、農 家の経営規模拡大には否定的態度をとってき た47)。当初の農地法では、農地の権利の移動は 許可制であり、厳格な制限のもとにおかれてい た。当時の事情を川越は、「農地改革の成果を維 持し、過去の地主制の復活を阻止する目的で 1952年に「農地法」が制定された。この法律は 全く新たな法律ではなく、戦時統制以来の「農 地調整法」、農地改革の実施のための「自作農創 設特別措置法|、「政令307号|を廃止して一本化 したものであった。農地法の下で農地の売買・ 貸借には厳しい規則が加えられた。例えば、小 作料は非常に低い水準に凍結された。耕作者の 権利が極端に強化されたため、農地の所有者が その小作地の返還を受けることはほとんど不可 能となった。農地の所有は3%(北海道は12%) までに制限された 〔引用者注 旧第三条二項三 号〕。さらに農地の貸借・売買などには農業委員 会の許可を必要とした。かくして農地の所有と 利用は農地改革完了直後の状態で凍結されてし まったのである」48)と述べている。このように, 大規模な寄生地主の再現を恐れたために、土地 の売買や賃貸借を規制するとともに、経営規模 にも厳しい制限を付けていたのである。これに よって、日本農業の零細的経営形態が固定化・ 永続化したことは否定できない。

しかし1961年の農業基本法は、これまでの政 策を一転し、家族経営を基本にして、経営規模 拡大することを目標として掲げるようになっ た⁴⁹⁾。同法第十五条には、「国は、家族農業経営

- 47) 農地改革の評価については, 拙稿「経済発展過 程における農業政策」『桃山学院大学経済経営論 集』第38卷第4号 1997年3月, 参照。
- 48) 川越俊彦「食糧管理制度と農協」岡崎哲二・奥 野正寛編『現代日本経済システムの源流』1993年 258-259ページ。
- 49) 加藤によれば、この当時考えられていた大規模 経営とは、1~1.5%であった。

を近代化してその健全な発展を図るとともに、 できるだけ多くの家族農業経営が自立経営(正 常な厚生の家族のうちの農業従事者が正常な能 率を発揮しながらほぼ完全に就業することがで きる規模の家族農業経営で、当該農業従事者が 他産業従事者と均衡する生活を営むことができ るような所得を確保することが可能なものをい う。以下同じ。)になるように育成するため必要 な施策を講ずるものとする」とあり、専業農家 が、他産業に匹敵する程度の所得を稼得するこ とが目標となっていたが、これは当然それなり の経営規模の拡大を前提にしていた。機械化な どによる生産性の上昇も,経営規模拡大がなけ れば、効果がないためである。もし経営規模を 不変とした場合、農家の所得を上げようとすれ ば,農産物価格の急激な上昇か,反収の大幅な 増加がなければならない。

規模拡大失敗の根本原因は,日本農業の兼業 化のインプリケーションを見誤ったことにある。 マルクス史観に支配されていた当時の見通しで は,経済発展とともに,農民層分解が進み,零 細規模農家はやがて,賃労働者として都市に流 出し農地は集積されて,大規模農家が出現する と考えられていた。生産者米価も,小農保護論 者の主張によれば,再生産を償うことのできる 水準以下に抑えられており,そのような状態が 続けば,兼業滞留している農家もいずれ離農す るものが続出するはずであった。ところが,現 実には,農民層の分解は生じなかった。この理 由は,日本農業の兼業化にある。

産業構造の転換は、理論的にはともかく、実 際問題としては非常に時間のかかるものであり、

加藤一郎『農業法』有斐閣 1985年 13ページ。 50) 財団法人 矢野恒太郎記念会編『日本国勢図絵』 1996/97 国勢社 159ページ。

その調整には時として数世代もの長期にわたる。 日本経済が農業中心から工業中心の経済構造に 変化するためには、長い時間が必要であった。 その主な理由は、労働力移動にある。工業化が 進展しても、一家を支える基幹的労働者が容易 に転職できるわけではない。転職にともなうコ ストやリスクが余りにも大きいからである。そ れ故,工業労働者は,はじめは,女子などの補 助労働力の雇用から始まった。戦前における紡 績業は、このような農村の女子労働力を基盤に 発展した。戦後の高度経済成長期には、若年労 働力が第二次産業や第三次産業への新規雇用と して移動していった。高度経済成長開始期に基 幹労働者として農業に従事していた昭和一けた 世代は、そのまま農業部門に残ることとなった。 これは転職によるコストとリスク及び、就農を 続けることによる機会費用が小さかったためで ある。

高度経済成長は、都市部における非農業部門 の成長をもたらしただけでなく、農村部におけ る非農業雇用をも生み出した。日本農業の兼業 化は、この農村部における非農業雇用機会の増 加によって生じた。折しも、農業部門と非農業 部門の所得格差も拡大しており、農業だけでは 生活水準を維持できなくなった農家の多くは, 農閑期における出稼ぎや非常勤雇用で追加的所 得を得ていたが,やがて,非農業部門に恒常的 に就業するようになった。この背景には、農作 業の機械化による農作業時間の短縮も寄与した。 農政担当者達は、日本農業に起きたこのような 構造変化のインプリケーションを読み誤った。 その例が、農村地域工業導入制度である。この 制度は、農村地域に工業を誘致すれば離農が進 み,残った農家の規模拡大が可能になるという 思惑で作られたものである51)。だが実際にはこ の制度によって、兼業農家は雇用先が増えるこ とになり、その結果、兼業化に拍車がかかって、 規模拡大という当初の目的とは逆の結果をもた らしたのであった。

この結果、農家の農業所得依存度は年を追う ごとに低下していった。1960年時点で、全農家 の農業所得依存度は、平均50.1%であったもの が、1980年には17.0%へ低下し、それ以降、15 %前後で推移している。農外所得を主とする第 二種兼業農家や零細規模経営農家では、農業収 入の比重がさらに低下しており、現在では、前 者の農業所得依存度が8.1%,後者は2.6%とほ とんど無視しうる程度にまでなっている。稲作 単一経営でも,依存度は8.9%である52)。他方, 兼業農家の稲作依存率は高く、農業専従者のい ない農家の農業粗収益のうち、稲作が60~70% 近くを占めている53)。これは日本の主食である コメを作っている農家の多くは、中核的農家で なく、サラリーマン農家や高齢専業農家である ことを示している。このことは、図Vの経営部 門別の農業専従者数や年間農業従事日数からも 看取できる。

ここまで農業所得依存度が低下しているにも かかわらず、農業を続けているのは、既に、農 業が限界的稼得手段であり、正常利潤はなくと も、限界的所得があればそれで十分であるのと、 離農すれば、農業機械や設備などに投下した費 用を回収することができなくなるというサンク コストの存在、営農することによって固定資産 税の軽減特例を受けるという課税回避、営農を 続けることの機会費用が小さいこと、特に高齢 者の場合には、他に有利な雇用機会がなく、農 業所得は、重要な追加的所得になるという事情 がある。

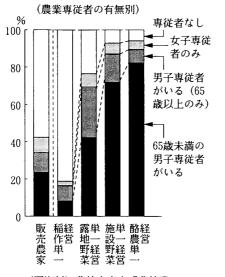
このような状況の下では,農産物価格の変化 は,農業生産に影響を与えなくなってしまう。 コメの場合,1991年来,生産者価格が据え置か れ,実質的に価格が下がっているにも関わらず, 生産調整をしなければならないのは,コメ生産 で多数を占める第二種兼業農家や高齢専業農家 では,少しでも純所得があれば,コメ生産を続 けようとするインセンテイブがはたらくからで

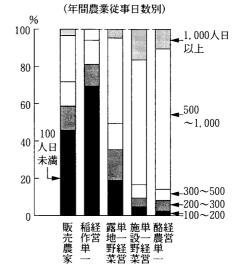
53) 『農業白書附属統計表』平成7年版 187ページ。

^{51)「}農業基本法に関する研究会報告」『農業と経済』 臨時増刊号 第63卷第2号 1997年 (19) ページ。

^{52) 『}農業白書附属統計表』平成7年版 46-47ページ。なおここで、零細経営規模というのは、0.5% 未満の耕地しかもたない農家である。

図V 経営部門別にみた農業専従者の有無別,年間農業従事日数別農家戸数シェア(平成7年)





⁽原資料)農林水産省「農林業センサス」 (出所) 『平成七年度 農業白書の徹底分析』321ページ。

表Ⅲ 水稲の10 a 当たり収量と労働時間の推移

	l0 a 当たり 収量(kg)	10 a 当たり 労働時間 (時間)	生産物一単位当 たりの労働時間 (指数)
昭和35 年度	371	172. 9	100. 0
40	403	141.0	75. 1
45	431	117.8	58.6
50	450	81.5	29. 3
55	471	64.4	29. 3
60	481	55.1	24. 3
2	494	43. 8	19.0
7	501	38. 0	16. 3
(1) (1)	尼曲米上去儿司人		

(出典) 『農業白書付属統計表』平成八年版 47ページ。)

ある。彼等にとってコメ生産によって得られる 賃金が、相場の数分の一でしかなくとも、他に 所得源がなかったり、生産をやめるコストの 方が高くつく場合には、営農を続けるであろ う⁵⁴⁾。

このように、日本の場合、兼業化が農家の規

模拡大の足枷となってきたのである。挙家離村 がなければ,農地の供給は増加せず,農地価格 は下がらない。同時に,都市部における土地価 格の上昇は,農地の買い換えを通じて玉突的に 農村部の農地の価格をも上昇させ,資産として の農地の魅力を増すことになり,農業を資産保 有の手段としてしまったのである。この結果, 規模拡大するには,農地は高すぎ,農産物価格 は安すぎると言うことになってしまっている。 つまり現在の農地価格は,収益還元価値をはる かに超えてしまい,農業は,通常のビジネスと しては成立しなくなっているのである。これが, 農業への参入を阻む大きな要因となっている。 事実,耕作目的の所有権移転面積は,年々減少 し続けている。

他方,他産業に匹敵するだけの収入を確保す るのに必要な経営規模水準は,年々大きくなっ ている。奥野の試算では、「現行米価を前提にし ても,家族労働に他産業なみの賃金を支払った 上で世帯主が800万円の収入を確保するには、25 減の耕地が必要である。しかも米価水準が三分 の二になれば、同額の年収を確保するには25% の費用削減が必要である」⁵⁵⁾となっており、現 在の制度の枠組みや経済条件では、他産業なみ

⁵⁴⁾ 詳しくは, 拙稿「日本のコメ生産構造とコメの 市場開放問題に関する一考察」『大阪大学経済学』 第42巻 第3・4号 1993年3月 参照。

⁵⁵⁾ 奥野正寛「農業経営に営利法人を」『週刊東洋経 済』1996年1月27日号。

Momoyama Gakuin University

の所得を得られるような経営規模を達成するこ とが非常に困難であることがわかる。

これまで日本農業を再建しようとする試みは, あくまで農業部門内部に限られており、外部か らの新しい人材や資本や経営ノウハウの導入に は頑なに拒否してきた。その象徴が農地法であ る。「農地は耕作者自らが所有することをもっと も適切である」(第一条)とする農地法は農地改 革の成果を守るべく,「耕作者主義」, すなわち, 農地の取得は農地を直接耕作するものに限られ るという原則に基づいて制定された。農地法は その制定以来,いくどかの改正を通じて,当初 の厳格な移動制限規定を徐々に緩和してきた。 しかし今日でも、農地の移動は自由ではない。 農地の権利の移動は、農業委員会の許可事項で あることには変わりはなく、農地法第三条によ って、許可の条件が厳格に定められている。こ れによって、農地を取得できる方法は限られて おり,これが新規参入や規模拡大を妨げている のである。本間も、農地法が農地改革によって 生まれた自作農の農地の所有形態を守るという 視点のみで制定されており、その後の経済発展 に全く適合していないと批判している56)。

例えば、農地法は、農地を取得できる法人と して農業生産法人を定め、それ以外の法人によ る農地取得を禁止している(『農地法』第三条第 二項二号の二)。そして農業生産法人には、株式 会社は含まれていない(同法第二条第七項)。そ してその理由を農水省はその通達の中で、「株式 会社については、それが株式の自由譲渡性を本 旨とするため、共同経営的色彩の濃い農業生産 法人制度になじまず、かつ、農業生産法人の要 件を欠くことになる危険に不断にさらされるこ とにかんがみ、農業生産法人に含めないことに した」⁵⁷⁾と述べている。他の農業生産法人にし ても、かつては構成員は全員農業に従事しなけ ればならないことになっていた。1993年の改正 によって、事業要件と構成員要件が若干緩和さ

56)本間正義『農業問題の政治経済学』日本経済新 聞社 1994年 168-169ページ。

57) 通達「農地法の一部を改正する法律の施行について」(昭和三七・七・一,三七農地二五一八)第 三の2の留意点の(1) れたが、それは認められる事業と構成員の範囲 が少し広がっただけであり、根本的な変化とは とても言えないものである。要するに,耕作者 主義を墨守する農地法によると、農地は代々の 農民しか保有してはならないということなので ある。農業には家族経営が適しているというの が根拠となっているのであれば、それは株式会 社参入禁止の根拠にはならない。もし家族経営 の方が優れているのであれば、参入を自由にし ても家族経営は十分株式会社組織に対抗できる はずであるからである。株式会社の参入によっ て、不利になるのは、零細農家ではなく、実は 別の組織ではないかと勘ぐられても仕方あるま い。少なくとも、今まさに消えようとしている 多数の零細高齢農家にとって、株式会社の参入 が致命的結果をもたらすとは思えない。このま までも既に彼らの命運は尽きているからである。

ともあれ、これによって、事実上、農業とい う産業には外部からの参入は不可能となってい る。自ら厳格な参入障壁を設けておいて、農家 数や就農者数の減少を嘆くのは自己撞着といえ るだろう。また既存の農業法人の規模を見ても、 半数以上が構成員四人以下であり⁵⁸⁾、農業法人 は経営規模拡大にも貢献していない。

農地改革の精神にあくまで固執する農地法は, 当然のことながら,小作に対しても否定的であ る。農地法は第二節でわざわざ「小作地等の所 有の制限」という節を設けて,小作地の所有制 限を細かく規定している。第六条第一項二号で は,小作地の保有面積の上限が規定されており, 北海道では4.0%,都府県では0.5~1.5%という 制限が定められている。当然のことながら,農 地を所有できない株式会社は農地を賃貸借する こともできない。このように農地の賃貸の制限 も,規模拡大や新規参入の阻害要因になってい るのである。

このように,経営規模拡大の必要性は認めら れながら,現実の制度としては経営規模拡大に は種々の制約をつけてそれを阻害してきたのが これまでの農政であったのである。日本農業の

58) 『農業白書附属統計表』平成7年版 183ページ。

再生のためには、「逆農地改革」が必要であった にもかかわらず、それに本格的に取り組むこと なく、農業の高齢化に手をこまねいてきた。こ の根本的な原因は、農地改革の精神というマイ ンド・コントロールであった。

これは農業だけでなく、わが国社会全体に大 きなコストを強いたのである。農地転用に厳し い規制がかけられたことは、他の土地関連政策 の失敗とあいまって、わが国の土地利用を非常 に非効率にした。都市部の中心に膨大な農地が 残存する一方で、宅地開発は進まず、人々は職 場から遠く離れた土地に貧弱な住宅を求めざる をえなくなった。「ウサギ小屋」とも揶揄される 劣悪な住宅に対して、人々は年収の五倍もしく はそれ以上の価格を払っているのである。これ による所得分配の悪化、通勤による逸失利益、 人々の厚生水準の低下は恐るべき規模に達して いる。日本人が、国際的に見た場合、所得水準 に比して生活水準が低い原因の一つはここにあ る。

第二節 保護の対象とその手段

これまで日本農政の保護の対象は零細農家で あった。というのも、零細農家は、都市世帯に 比べて、所得も低く、生活水準も低いと考えら れていたからである。農業と工業の生産性の伸 びを見れば、明らかに後者の伸びの方が高いた め、放置すれば、農工間の所得格差は広がり、 農民は相対的に不利な境遇に陥ってしまう。だ からこそ、彼等を保護しなければならないとい う主張が生まれるのであり、もし彼等が都市生 活者よりも裕福であれば、貧しいものが富める ものを援助するという逆説が生まれることにな る。だが現実はその逆説通りなのである。つま り多くの農家は兼業化によって、都市部と比べ れば若干不利ではあるが、農業よりもずっと有 利な雇用先を確保しており、それに加えて農業 所得を得ているのである。そのため農家世帯の 所得はかなり前から、都市世帯のそれを上回っ ており、最近では、一人当たりの所得でも勤労 者より有利になっている。結局,小農保護を主 張する人々は、農家の兼業化の帰結を無視しし

ていたのであった。第二種兼業農家と都市のサ ラリーマンに本質的な違いはなく,どちらもサ ラリーマンなのであり,前者は単に副業として 農業をしているだけなのである。

例えば、95年度の農家の平均貯蓄額は、2923 万円であるのに対し、サラリーマン世帯の平均 貯蓄額は、1261万円で、農家の資産はサラリー マンのそれをはるかに凌駕している⁵⁹⁾。1996年 度予算で紛糾した住専処理は、多額の資金を住 専につぎ込んでいた農協の救済を目的としてお り、結果として、相対的に貧しい都市労働者の 税金を使って相対的に豊かな農家の資産を守っ たということなのである。小農保護論者の主張 は、「農家は貧しいものである」という旧態依然 の先入観に基づくものであり、社会的公正を著 しく損なうものであるといえる。

農業保護手段にも問題がある。コメのような 価格支持策は、価格に歪みをもたらし、資源配 分を不効率にすることはよく知られている。日 本のコメに対する価格支持政策もその例外では ない。日本の食糧自給率が全般的に低下してい る、すなわち、供給が不足している中で、コメ 生産だけは、過剰生産のために生産調整が行わ れている。これはいかに日本農業の中でコメ生 産が有利であるかを示している。そしてこれま で生産調整は強化され続けてきたのに、一向に コメの過剰感は解消されていない。この大きな 要因は、反収の増加にある。昭和35年に401*。27 であった反収は,平成8年には,525*。なっにまで 増加した。実に31%もの増加である。この間作 付け面積は37%減少したが、この減少のほとん どが反収の増加によって相殺されたのであった。 他方、コメの価格が世界価格の七倍という高価 格になったため、コメに対する需要は減少し、 その分がコメ余りとなったのである。

コメに対する価格支持と,生産調整の強制は 相互に矛盾する政策であること,つまり,自動 車のアクセルとブレーキの両方を踏むような政 策であることはすでに述べた。価格支持とは, 生産を奨励するインセンティブを持つ。これに

⁵⁹⁾ 土門剛『農協大破産』東洋経済新報社 1996年 237ページ。

対して,生産調整とは,文字どおり生産を人為 的に調整して減産を行うものである。日本農政 は,このように一方で生産を奨励しながら,減 産を強制してきたのである。

Momoyama Gakuin University

そして何よりも問題なのは、減反の内容が不 透明であることである。農家の数は減少する一 方である。だが、農家の平均経営規模はほとん ど増加していない。だが、減反面積は増加して いるのである。農業の担い手が減少しているの に、なぜ減反しなければならないのか。本当に 減反が行われているのか。減反が有効に働いて いるのか。これらの点について、大いに疑問が 残るといわざるを得ない。農業参入に対して禁 止的といえるほどの重大な制約が長年課されて きたのは,政治経済学的に見れば,農業自体に 非常に大きな既得権益があったからに他ならな い。その既得権益の一つに、コメの生産政策が あると考えられるのである。このような疑問が 出てくるのも、コメ生産政策には不透明な部分 が多くあるからである。この不透明を払拭する ためには, 減反政策を止めて, 生産調整は価格 を通して行うようにしなければならない。

ここまでコメ生産が優遇されてきたのは,コ メが日本農業の主要作物であり,コメの価格を 高く設定することによって,農家の所得保障を 行おうとしてきたからである。先にも述べたよ うに,経営規模一定のもとで農家の所得を上げ ようとすれば,農産物価格をあげるか反収の増 加が起こらねばならない。生産者米価の上昇は, 経営規模拡大が進まない中での農家所得上昇の 有力な手段となってきた。

だが、このような価格支持による所得保障は 所期の成果を上げたのだろうか。零細農家では、 販売量も小さいので、少々米価が高くなっても、 それによる恩恵の額は少ない。事実、高米価に よって最大の恩恵を受けるのは、零細農家では なく、大規模農家である。彼らの生産費は低く、 販売量も多いので、米価が高くなれば、巨額の 収入を得ることができる。農協もまた高米価の 恩恵を受ける。彼らは、正規米のほとんどを扱 っており、米価が高くなれば、彼らの取扱額も 増え、手数料も増えることになる。つまり小農 保護論者は小農保護のつもりで高米価を主張し たのだが、その結果は、大農と農協保護に終わ っているのである。多くの零細農家は、高米価 でも農業を専業として続けることができず、兼 業化してしまったのであった。さらに兼業農家 の農業所得依存率は低いので、高米価が彼らの 生活向上に大きな影響を与えるわけではない。 つまり高米価による小農保護というのは、全く の的外れであったわけである。

現在起きていることは、この逆の流れである。 即ち、4年連続の豊作によって、米価は下落を 続けている。この米価下落によって最も大きな 打撃を受けるのは、小農ではなく、大規模米作 専業農家である。兼業農家である小農は、米価 下落による所得低下の絶対額がもともと小さい ので、米価が下落しても米作を続けようとする。 つまり供給の価格弾力性が低い。この結果、減 反は進まず、供給過剰も解消しない。他方、大 量に米を販売する大規模専業農家は、米の販売 価格が下落すれば、所得が激減する。大規模専 業農家の生産コストは低いため、ある程度の価 格低下には耐えることができるが、米価が大幅 に下落すれば、これからの日本の米作を担うこ れら大規模専業農家もさらなるコストダウンを 迫られることになる。

本当に、零細農家の所得保障をしようとすれ ば、直接的な所得移転の方が有効である。これ に関していえば、農業の高齢化が進むにつれて、 農業従事者のなかで年金受給者が増加している ので、農業保護のための実質的な所得移転が別 の形で進行していることになる。これは現在の 価格支持を廃止する根拠ともなる。なぜなら、 彼等は年金という形で国から所得移転を受けて いるので、これ以上の価格支持を通した所得保 障は必要ないはずである。

つまり大規模経営農家はもともと所得保障の 対象外であり,所得保障の必要な零細経営農家 の多くは年金を受給されるようになるのでやは り所得保障は不必要という事になる。要するに, 米価支持による所得保障政策の意義は失われて いったといってよい。もしそれでも価格支持を 行えば,野口のいうように,保護の「二重取り」

125

ということになる⁶⁰⁾。

さらに、農村整備などの名目の土木工事があ る。これは確かにインフラ整備という大義名分 がつくが、一般道路と見まごうばかりの立派な 農道に象徴されるように、明らかに過剰投資の 部分がある。近年、農協予算に占める公共事業 の比重は増加している。75年度の農水省の予算 は、2兆1768億円で、そのうち公共事業のシェ アは27.8%でしかなく、最大の費目は、食糧管 理費9086億円(41.7%)であった。ところが、 公共事業のシェアは年々増加し、97年度の予算 3兆5922億円のうち1兆9604億円(54.6%)を 占めるようになった。これに対して食管費はわ ずか2692億円(7.5%)にまで落ち込んだ。

この公共事業費を使って行われるのが, 圃場 整備などの基盤整備である。圃場整備の費用は, 10た当たり約120万円で,このうち9割が農水省 の公共事業予算から支出され,残り一割を農家 が負担することになっているので農家に対して 手厚い補助がされているように見える。しかし その内実は,日本の他の補助金行政と同じで, もともとの工事の単価が非常に高く設定されて おり,農家の実際の負担はかえって重いともい われている。自力で圃場整備をすれば,六分の 一の20万円くらいでできるという推定もあり, このような圃場整備は,土木建設会社を儲から せるだけだと言う指摘もある⁶¹⁾。まさに「土建 国家日本」の面目躍如といえよう。

それに加えて、ウルグアイ・ラウンド国内対 策費として、94年度から6年間にわたり6兆100 億円の予算が計上された⁶²⁾。この予算額自体が 十分な積算根拠もなく農林議員を黙らせるため のバラマキ予算であることは明らかである。い くら予算を取ってきても、米作りの将来が悲観

- 60) 彼自身の言葉では、「二重の保障」である。 野口悠紀雄『1940年体制』東洋経済 1995年 165ページ。
- 61) 『週刊東洋経済』1996年4月20日号。
- 62) 1995年から2000年までの6年間に,事業費ベー スで6兆100億円,地方単独事業で1兆2000億円の 予算が計上されている。
 - 『農業と経済 別冊 農業白書の徹底分析』富民 協会・毎日新聞社 1996年 220ページ。

的である状況で、一体誰が、稲作のための基盤 整備のために自腹を切ろうというのか。いくら 補助金がついても、幾ばくかの費用は自己負担 しなければならない。しかし将来米輸入が自由 化され、厳しい競争にさらされることが目に見 えているのに、投資をしようとする者が果たし てどれほどいるのか。稲作農家の実態を心得た 上での予算なのか大変疑問とせざるを得ない。 これが、農業基盤整備を口実にした公共事業の 拡大であり, 土建業者とその利権に集まる政治 家・官僚(特に農業土木技官グループ)などの 関係者のための予算であることは明白である。 果たして、この予算は使い残しが続出し、特に 生産条件の悪い中山間地域の「中山間農地保全 対策事業」は6年間で実施率がわずか0.01%, 農地流動化対策も9%と、ほとんど実施されて いないのも同然の有様に陥っていることが明ら かになっている63)。予算消化に窮した自治体の 中には、この予算でクアハウスなる温泉保養施 設を建設するという首を傾げるような使い方を するところも出てきて、結局、総事業費6兆100 億円のウルグアイ・ラウンド対策費のうちの公 共事業に当たる総額3兆5500億円の農業農村整 備事業の規模を圧縮することになった64)。ここ からも従来のバラマキ予算が行き詰まっている ことは明らかである。

第三節 農協栄えて農業滅ぶ

現在の日本の農業政策は、農業のためではな く、農協のためにあると言ってよい。農地改革 の一環として作られた農協こと農業協同組合は、 食管法と並ぶ戦後日本農政の象徴であった⁶⁵⁾。 その設立以来、日本の農業人口は減少する一方 であるのに対し、農協は業績を着々と伸ばして いる。農協の販売総額は1997事業年度で約5兆 9047億円、購買額4兆9681億円、1997年3月末

- 63) 『読売新聞』1997年2月8日朝刊。
- 64) 『読売新聞』1997年5月28日夕刊。
- 65)一九四五年十二月の農民解放令には、農地改革 とともに農協奨励が指示されていた。 岸康彦『前掲書』65ページ。 農業協同組合法は、四七年十月に成立、十二月
 - に施行されている。

Momoyama Gakuin University

の農協貯金残高67兆6928億円と,農協は日本の 超巨大商業・金融コンプレックスである。

今日,農業と農協の盛衰のコントラストには 瞠目せざるをえない。93年に新卒の就農者数が 1800人であったのに対して、農協の新卒採用者 数は、11,464人であった。農協職員数は、53年 では13.5万人であったが、70年の24.7万人から 94年には30万人に増加した。他方,農協の基盤 となる農家は減少の一途をたどっている。特に, 専業農家の減少は深刻である。1994年時点での 専業農家は数は、44万9000戸、このうち高齢専 業農家が18万4000戸含まれているので、本当の 専業農家は、26万5000戸しかないということに なる。これは、農協職員の数よりも少ない。こ の他, 第一種兼業農家が38万6000戸あるので, 高齢専業以外の専業農家と第一種兼業農家2軒 に一人の農協職員がいるという計算になる。こ こからも農業の停滞と農協の繁栄のコントラス トが浮かび上がる。政治家たちも農協には親身 になって動く。この端的な例が住専処理である。 住専破綻によって明らかになった系統金融の問 題は、もとをただせば、本来、その職務ではな い者が時代の波に流されていくうちに、全く専 門外のところに手を出さざるを得なくなったと ころにある。農協は本来金融機関ではないので あるのにもかかわらず、膨大な資金が流入する ようになったことが問題の発端であった。資金 は運用しなければ収益に結びつかない、だが、 運用ノウハウがない、農協全体が流入を続ける 資金の運用に困っていたのである。そのような 状況の中でバブルが発生し、そのバブルの中に 運用先を求めざるを得なかったところに系統金 融の失敗の濫觴があったのである。

これまで、農協に対しては、農協を保護する ことが農業を保護することであるとして、手厚 い保護がなされてきた。農協は物品販売以外に も金融や保険業も行えるという、業界の棲み分 けが厳しく行われている日本では考えられない ような幅広い業務が認められており、そのため、 農協に対しては独占禁止法の適用除外とすると いう特権まで与えられている。農協にこれだけ 強大な特権が与えられたのは、農協を構成する 農家が零細で大企業に対抗することができない という前提があったからである。しかしその結 果できあがった農協は、日本最大の企業のひと つになっている。この巨大企業に対して、なお 例外的な特権を与え、各種補助金の受け入れ機 関とし、かつ住専処理に見られたように、ごり 押しとも思える救済措置を講じているのである。 農協の活動で目立つ分野といえば、金融・保険・ ガソリンスタンドなど,いわゆる規制分野であ り、他の民間企業が自由に参入できないところ で、農協の特権をフルに生かして収益をあげて いるのである。民間企業と対等の競争を強いら れる物品販売では農協は巨額の赤字を計上して おり、農協自体に本来の競争力がないことは明 白である。つまり農協は、地縁と特権を元手に 日本経済に巣くうキメラ (Χίμαιρα: 獅子の頭, 山羊の胴, 龍の尾をもつギリシア神話の怪物) といってよいであろう。農協の存在は、国家か ら付与された特権によって民業を圧迫している 典型例なのである。

農協は、企業と違って、営利追求組織ではな
 いから、このような特権が許されると考える人 もいるかも知れないが、営利追求組織でなけれ ば、不正・不当行為はしないかというとそうで はない。農協も組織であり、組織利益というの がある。またその組織を構成しているのは、企 業と同じ人間であり、その人間の利害・思惑も 絡まってくる。農協をめぐるスキャンダルはこ れまで数多く出来した。先年露見した全国酪農 業協同組合連合会(全酪連)の宮城工場や長岡 工場で脱脂粉乳を混入させた牛乳を「成分未調 整牛乳」として販売していた不正表示牛乳事件 は、非営利団体であっても不正が行われること を示している。この事件は、全酪連中央もこの ような不正が行われているのを知っており、そ れどころかそのような不正を奨励していたとい われている⁶⁰。このように、たとえ非営利組織 といえど、不当利得の追求や行政・政治家との 癒着が大企業以上に行われないという保障はな 630

66) 『読売新聞』1996年9月12日夕刊。

128

このように、日本農業を保護することと農協 を保護することは全く別物なのであり、後者を 保護したからといって前者を保護することには ならないのである。むしろ後者を保護すること は前者を圧迫することになっている可能性すら あるのである。自主流通米や農業投入資材の販 売などで農協及び上部団体がマージンを取って いるが、そのうちのいくらかは単なるペーパー マージンであり、農協全体では、それが年間1697 億円に達していると推定されている⁶⁷⁾。肥料や 農業資材の価格が農協によって釣り上げられて いることや他用途利用米の差益や自主流通米対 策費を農家に還元していない問題などを見れば、 農協の利害と農家の利害は一致していないこと がわかる⁶⁸⁾。

第四節 既得権益最大化を目指した日本農政 日本国民は、農業保護のために巨額の支出を している。農林水産予算は、90年度の3兆1221 億円から、95年度には、3兆5400億円にまで増 加した。この伸び率13.3%は、一般会計予算の 伸び率7.1%に比べてもかなり高いものであ る⁶⁹⁾。さらに、95年度の補正予算を加えれば、 農業予算は4兆円を超えている。これを農業生 産との比率で見てみると、1993年の生産農業所 得は4兆7,694億円であったが、これに対して農 業予算は、同年度で、3兆3,707億円計上されて いるのである70)。つまり農業関係予算100円に 対して農業所得は141円でしかないのである。但 し、これには、地方公共団体の農業関連予算は 含まれていない。奥野の試算によれば、1991年 度の農業予算は、中央・地方合わせて9兆円弱、 これに対して農業の付加価値合計は,7.9兆円で あるから、日本農業は、114円の保護費用をかけ て100円の所得を生み出しているに過ぎないと

67) 『週刊東洋経済』1996年4月20日号。

- 68) 農協がいかに農家を「食いもの」にしているか については、千田實『弁護士が明かす「農協」と 「農民」の歪んだ関係』はまの出版 1997年が詳 しい。
- 69) 土門剛『前掲書』231ページ。
- 70) 農林水産省『農業白書附属統計表』平成6年度 版および7年度版 農林統計協会。

いう⁷¹⁾。他方,農業所得は,俗に「クロヨン」 とか「トーゴーサンピン」と呼ばれるように, サラリーマンの給与所得がほぼ十割捕捉されて いるのに対して,農業所得は三,四割しか捕捉 されず,税負担面での不平等の一つの原因とな っている。つまりわが国の農家は税負担を逃れ る一方で手厚い保護を受け続けてきたのである。

それでは、このように手厚い保護を与えるこ とでわが国の農業は発展したのであろうか。確 かに, 農協は発展し, 巨大企業に成長したが, 逆に日本農業は衰退の一途をたどり、農家数は 減少の一途をたどっている。即ち、食糧自給率 は先進国中最低であり、農業従事者数は、90年 の565万人から94年の429万人へと100万人以上 減少しているのである72)。それとともに耕作放 棄地も増加したことは序章第二節で述べた。こ の放棄地の中には、せっかく予算をつけて優良 農地として造営したものも含まれているのであ る。1994年の「農政審報告」の予測では、土地 持ち非農家の数が1990年の78万戸から2000年 には140~190万戸へ激増するので73),耕作放棄 地も同様に激増することが予想される。また 耕地利用率も1994年には100を切って99.3 となった⁷⁴⁾。1992年の「新政策」で農業経営の 複合化が提唱されている中での耕地利用率の低 下である。

これらのことは、食糧自給率の低下が問題と なっている中で、労働投入と土地投入が減少し ていることを意味している。つまりわが国の農 業は、本来利用すべき資源を利用しないで、供 給力を低下させているのである。そしてその間 隙を輸入が埋めるという構図になっている。

政策の評価は、その意図ではなく、そのもた らした結果によって評価されるべきであるとす

- 71)奥野正寛 「前揭論文」。
- 72) 土門剛『前掲書』231ページ。
- 73) 農業問題研究会編『前掲書』39ページ。
- 74) 『農業と経済 別冊 農業白書の徹底分析』1996 年 118ページ。

なお楠本雅弘によれば,実際の耕作放棄地の面 積は公表されているものの三倍近くあるものと推 定されると言う。それは土地持ち非農家の農地も 実質上耕作放棄されているからである。

るならば、これまでの日本農政の評価は、既得 権益集団の利益の最大化に貢献したということ ができるだろう。この場合の既得権は、農地改 革によって成立した小規模自作農の利益として 出発した。彼らを保護するために、農協が結成 され、農地法が定められ、しばらくして後、食 管法を通じた高米価政策による所得保障が追求 された。また農村振興のために、圃場をはじめ とする農村インフラ整備などを中心とした種々 の投資が行われた。その過程の中で、日本農政 の真の受益者は、小農から農協自身、大規模農 家、土木建設会社と移り、さらにそのその利権 に群がる政治家、官僚等も現れた。今では彼ら が日本農業の既得権益集団を形成し、毎年、3 兆円を越す国家予算, 4兆円を越す地方財政予 算、高米価によって代表される約4兆円の価格 支持という莫大な資源をわがものにしているの である。他方、これによって保護されるべき農 家は、農地法による参入が事実上禁止されてい る中、他産業への退出や高齢による引退のため に、減少する一方なのである。

Momoyama Gakuin University

日本農業が縮小を続ける中で,巨額な子算・ 保護を獲得し続けたという意味では,既得権益 集団にとって日本農政は大成功であったという ことができよう。彼らは,農業保護というスロ ーガンを高く掲げることによって,莫大な利権 を得,それを拡大することができたのである。 当然のことであるが,真の農業保護はおざなり にされているために,従来までの農政を続けて も日本農業は再建されることはない。それは新 食糧法が施行されても同じであることは既に述 べたとおりである。

近年,特に荒廃が深刻になると予想される中 山間地域の振興策として,グリーン・ツーリズ ムが盛んに喧伝されているが,これは要するに, 農業だけでは自立できないので,他の付加価値 をつけようとするものである。しかし,観光が 成り立つためには,それなりの施設やアクセス の整備が必要となる。これは,政治家・官僚の 得意とする「箱モノ」政策であり,農村に対す る過剰投資を一層促進しようとする狙いが隠さ れているものと見なければならない。このよう な政策がどういう結果をもたらすかは、論ずる までもなく明らかであろう。

わが国の産業政策は、しばしば内外からの称 賛の的となってきた。だが、そのような議論は 余りにも一面的であるといえるだろう。例えば、 賞賛の中心官庁である通産省管轄では石油業界 や大店法に象徴される流通業界、運輸省の管轄 下にある全ての産業、そして公共事業の主体と なる建設業界など、産業政策が成功したとはと ても言えないような産業は数多く存在している。 わが国の経済発展の要因として産業政策の宜し きをあげるのは、非西欧社会であるわが国の経 済発展を説明する他の有力な根拠が見つからな かったためであると思われる。わが国の産業政 策を子細に見れば、リビジョニストたちの見解 が皮相浅薄なものであることは明らかである。 つまりわが国の産業政策は過大評価されている のである。

そしてその中で、日本農政こそわが国の産業 政策の典型的な例と言えるであろう。政策手段 の観点からいえば、農業政策ほど完璧な産業政 策はなかった。食管制度は価格メカニズム・競 争メカニズムを徹底的に否定した制度であった。 国境措置によって、外国からの競争から国内市 場を遮断し、コメ価格を世界市場の七倍の価格 に維持することに成功した。コメの生産・流通 に価格メカニズムを導入することに頑強に抵抗 し、価格調整の代わりに減反という数量調整を 行い、コメの生産・流通の参入を厳しく制限す ることで、競争の可能性も排除した。農地取得 に厳しい制限を課すことで,外部からの参入は, 株式会社だけではなく、他の法人や個人にとっ てもほぼ不可能となった。農地という農業にと って中心的な生産要素の移動制限によって、農 業は、実質的に「世襲制」となった。農業部門 には、外部から人・資本・経営ノウハウが入れ ないような制度が作られていったのである。コ メの流通にも参入制限が課され、流通面からも 競争排除の締め付けが行われた。わが国の産業 政策の中心コンセプトは,「過当競争の防止」で あるが、まさにわが国のコメ生産では過当競争 防止、すなわち競争の否定があらゆる局面で追

求されたのである。だが、これらの政策が何を もたらしたかは今更繰り返すまでもない。真剣 に日本農業の再生を模索しようとするならば、 私たちには、これまでの農政のコンセプトを捨 て去ることが先ず必要となる。

第四章 日本農業再建への道

第一節 現状認識

日本農業をどのように再建するかを考える前 にまず,現状をどうとらえるか,農業をとりま く環境条件は何であるのかをはっきりと認識し なければならない。これらの環境条件が日本農 業再生のための出発点となり,前提条件となる。 これをどうとらえるかによって,日本農業の将 来ビジョンは大きく異なってくる。

その環境条件の中で誰しも認めざるを得ない のが、農業の高齢化の進行である。わが国の農 業は、昭和一けた世代が基幹的農業従事者とし て戦後一貫して支えられてきており、彼等を継 ぐ者はさし当たり見あたらないというのが現状 である。若年層の新規参入はほとんど見られな い。ビジネスとしての日本農業の魅力が劇的に 増さない限り参入は起こらないであろう。

農産物市場から見れば、わが国の農産物市場 はコメを含めて開放が進んでいくことが予想さ れるので、これまでのような人為的に有利な価 格で全量販売できるコメのような商品に頼るこ とはできない。つまり国際競争力がなければな らない。

それでは、国際競争力をつけるのに欠かせな い規模拡大の見通しはどうかというと、暗いと いわざるを得ない。これまでずっと規模拡大に 失敗してきたのであるから、根本的な政策転換 でもない限り、規模拡大成功の見通しはほとん どないといわねばならない。兼業農家の行動パ ターンから見て、コメ価格が下落しても、それ によって離農が進むとは思えない。もちろん、 コメ価格の下落が大幅で、いわゆるクローズド ポイントを下回るような場合には、作付をやめ てしまうだろう。たとえ仮に、離農が増えたと ころで、規模拡大が進展するかというとその保 証もない。単に耕作放棄地が増加するだけに終 わるかも知れない。

離農の原因としては,健康上の理由が大きい だろう。もはや体力的に農作業できなくなれば, 離農せざるを得まい。就農者の離農率は70歳代 後半から五割を超えるようになる⁷⁵⁾。高齢化が 進むにつれて,離農者は増加するだろうが,農 地の移転が自由でない現状では,離農した者の 耕作放棄地が虫食いのように点在し,それが 段々拡大していく可能性が高いのではないか。

またこのような耕作放棄地は集積しなければ 経済的には意味がない。散在した農地では規模 拡大効果が出てこないからである。またそのよ うな耕作放棄地を買ったり借りたり交換したり するときの権利関係の問題が残る。農地は購入 するのが望ましいが,現在の状況では余りに土 地価格が高いのが難点である。耕作放棄地が増 加すれば,土地価格も下がるだろうが,同時に 農産物価格も下落しているので,土地の収益還 元価値も下落する。農地をあくまでも資産とし て保有するならば,土地の供給はそれほど増え ず,農地価格は高止まりし,農地購入による経 営規模の拡大は経済的にペイしないだろう。以 上のことから農家の経営規模拡大は楽観視でき ないのである。

また一次産品全体に対していえることだが、 一次産品それ自体の付加価値は小さく、例外は あるものの、多くの農産物生産では、高付加価 値を得ることはできない。新製品を開発するこ とで所得をのばす余地は限られているというこ とである。このことは、家計支出のなかで食材 である穀類・生鮮品に対する支出が年々低下し ていることから明らかである。高橋によれば、 1995年の全世帯の平均食料費支出はほぼ100万 円であるが、その内訳は、国内の農漁家に21万 円、食品製造業に26万円、食品流通業に28万円、 外食産業に17万円、輸入品に8万円となってお り、全食料費支出のうちの二割が農漁家に向か っているにすぎない⁷⁶⁾。この事実も、これから 農業が生き残っていくためには、新製品(新品

^{75)『}農業白書附属統計表』平成7年版 151ページ。
76) 高橋正郎編著『食料経済』第2版 理工学社 1997年 11-12ページ。

種)の開発もさることながら、生産プロセスの 改善が必要であることを意味している。

第二節 農業は有望なシルバー産業である

前節で述べた条件は現在の日本農業にとって 非常に厳しいものである。高齢化が進む中で, 働き盛りの新規参入は期待できず、競争条件は 厳しくなる一方で規模拡大も難しい。そのよう な環境の中で何よりも日本農業が生き残るため には、新規参入を促進しなければならない。農 業は農民の世襲の職業ではないはずである。新 たな個人・組織が参入してこそ、日本農業に新 たな可能性が生まれる。日本以外の先進国の農 業部門と比べて、日本農業の悲惨さは突出して いる。一般的に、工業部門で高い生産性を上げ ている国は、農業部門の生産性も高い。そして わが国においても、全ての農業分野で生産性が 低いかというとそうではない。養鶏・養豚・ハ ウス栽培などでは高い生産性を上げているので ある。それ故、日本農業には、大きなポテンシ ャルがあるといっても良いであろう。

それでは、工業部門であれだけ成功している わが国がなぜ農業ではその力を発揮できないの か。その大きな原因は競争の欠如にあるといわ ざるをえない。そこで競争促進のためにも参入 の自由化を進める必要がある。そのためには、 農地法を改正し、農地の権利移動に関する不必 要な制限を撤廃しなければならない。日本農業 への新規参入者として有望と思われるのは、株 式会社と高齢者である。

日本農業を支えてきた農家が,農家自身の再 生産に失敗したことが日本農業の将来に大きな 影を落としている。しかしながら,産業構造の 変化が激しい経済で,家族組織に産業の将来を 依存すること自体がナンセンスであると言えよ う。家族も個人も,移動の自由,職業選択の自 由をもっている。その自由を農家だけに認めな いわけにはいかない。その中で,農業を維持す るためには,参入の自由を保障するとともに, 家族とは無関係の組織を生産の担い手にするこ とも必要である。その新たな担い手が法人であ る。特に,株式会社は,所有と経営が分離して おり、農家のもつ農業資源を株式化すれば、資 源の所有権の移動がそれだけ自由になり、結果 的には、農業資源の有効利用につながる。現在 規制緩和の総体的な流れの中で、株式会社の農 地保有解禁もようやく論議の俎上に載せられる ことになった。

なお株式会社に農地保有を認めれば、土地投 機が起こるなどの反対論に対しては、三輪の批 判があるので⁷⁷⁾,ここでは繰り返さないが、小 農保護論者の規制緩和反対論には、競争を制限 し、参入を規制した結果が今日の状況を招いて いるという反省が見られない。彼らこそこれま で、現状維持に固執し、新しい試みには何がな んでも反対することによって日本農業を窒息さ せてきた張本人なのである。価格メカニズムを 無視した経済運営が失敗に帰することは社会主 義体制の崩壊からも明らかである。それを承知 の上で、なお市場原理導入に反対する小農保護 論者には、日本農業の再建についての確たる展 望があるのだろうか。

例えば, 農地の転用規制緩和および農地の株 式会社保有を通した参入許容に反対する原田は, 農業保護の理由として,「①日本のとくに土地利 用型農業は、いかに規模拡大の努力をしても一 定の国境措置なしには存立困難なこと、②21世 紀の世界的食糧不足の懸念を見通せば、食糧の 自給率と自給力の維持向上はまさに国民的課題 であり、③そのためには一定の農地総量と食料 供給基盤の確保が不可欠であること、④地球規 模での環境問題の深刻化、都市社会化の一層の 進展の下での、国土と社会の全体的均衡の維持 の必要,自然への希求の強まり等を考慮すれば, 農業と農村のもつ多面的な保全機能(国土・環 境・景観だけでなく社会的なそれを含む)の意 義は今後一層強まるであろうことなどは、多数 の論者の認めるところである」78)と論じてい る。このような小農保護論者の食料需給予想に ついては色々な異論があるが、ここではそれは

⁷⁷⁾ 三輪芳朗「農地の所有・利用にかかわる規制緩 和」『農業と経済』1996年4月号。

⁷⁸⁾ 原田純孝「農業・農地からみた規制緩和と地方 分権論」『法律時報』1997年4月号。

割愛する。小農保護論者の議論の特徴は, 農業 保護の理由づけは熱心にするが, 肝心の農業振 興策になると沈黙してしまうことである。いか に国境措置で農業を保護したところで, これま でのように参入を規制したまま, このまま退出 を許せば, いずれ日本農業は壊滅してしまうこ とは明らかである。だが, 小農保護論者はあく までも参入制限に固執するのである。彼らには この論理的結末が理解できないのである。

次に、高齢者の参入であるが、今日、日本農 業で高齢化が語られるときには,否定的なトー ンで取り上げられることが普通である。だが、 高齢化が進んでも農業をしている人間がたくさ んいるということは、今日の農業は、高齢者に 向いた産業であることの証しでもある。冷静に 考えれば,農業の高齢化は別に否定的な現象で はなく、高齢化をもっと積極的にとらえる余地 があることを示している。農業就業人口の平均 年齢は、1995年で60.2歳、65歳以上のシェアは、 46.5%と農業では高齢者優位の就業構造になっ ている。これまで農業は昭和一けた世代が支え てきたといわれているが、実は、彼等以外にも 132万人, 就業人口シェアでいえば27%もの明治 大正世代が農業に従事しているのである。農業 の高齢化はこれまでマイナスのイメージで話さ れていたが、逆に言えば、農業は高齢者の活用 に成功してきたとも言えるのである。もし農業 が高齢者向きの産業でなければ、とうの昔に日 本農業は壊滅していたであろう。

表IVからも見られるように,現在73万人の70 歳以上の高齢者が農業に従事している。全体で 五人に一人,男性に限れば四人に一人が70歳以 上の高齢者なのである。このように農業は立派 なシルバー産業なのである。日本の農業がこれ まで維持できたのも,農業部門が高齢化に適応 できたためである。日本の農村は,日本社会全 体よりも一足早く高齢社会に突入し,それに適 応したのである。事実,日本農業は高齢化が進 行する中で,生産水準は落ちていない。例えば, 平成2年度を100とする農業生産指数は,平成7 年では95.3だが昭和35年度の72.4から見れば大 きく増加している。実際,農業生産指数は,昭

表IV 七十歳以上の農業就業人口

カッコ内は農業就業人口全体に対する割合

単位:千人

	男性		女	性	合	計
昭和 35年	356	(5.9)	223	(3.1)	579	(4.3)
40	337	(6.7)	141	(2.4)	478	(4.4)
45	345	(8.3)	180	(3.5)	525	(5.6)
50	298	(9.3)	119	(3.4)	417	(6.2)
55	319	(11.8)	143	(5.1)	462	(8.4)
60	356	(14.3)	172	(7.3)	528	(10. 9)
平成 2年	361	(17.7)	197	(10. 4)	558	(14. 2)
7	460	(25.0)	270	(17.0)	730	(21.3)

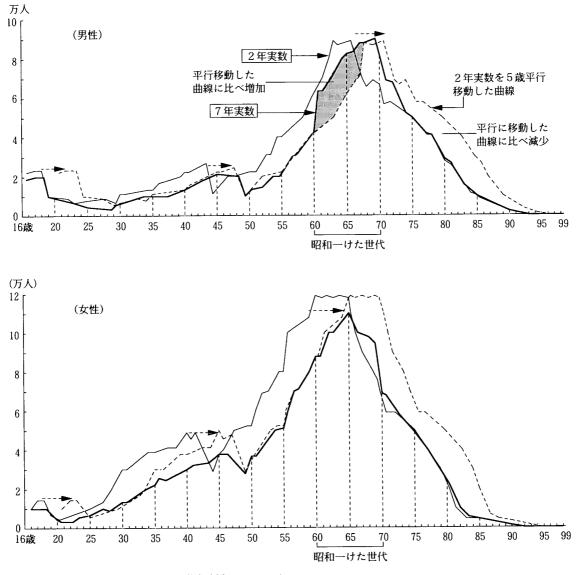
(出典:『農業白書付属統計表』平成八年版 213ページより 計算。)

和50年度から一進一退状態になっているが,こ の間,高齢化は着実に進んでいるのである。こ れは農業部門における高齢化は,生産に対して それほど重大な悪影響を与えていないことを意 味する。稲作などは,今でも過剰能力を抱えて おり,大幅な減反が進められているほどである。 私たちはこの事実をもっと積極的に評価すべき なのだ⁷⁹⁾。

将来,年金支給開始年齢は65歳になることに なっているが,企業の定年が65歳に延長される という見通しは立っていない。定年延長は,日 本的雇用慣行の中心である年功序列賃金制度の 下では大変困難といわざるを得ない。このまま 定年延長が前進しなければ,60歳代前半の人々 の生活は不安定になってしまう。つまり定年後 から年金支給開始年齢までの間,高齢者は新た な雇用先を探さねばならないのである。そこで 農業は彼らに所得機会を与えることができる。

また団塊の世代が高齢化するにつれ,終身雇 用制度が維持できなくなり,早期退職勧奨が盛 んに行われることも十分考えられる。つまり現

⁷⁹⁾ 高齢層の積極的活用については拙稿「提言21世 紀の農村―農村再生の途はあるか」ですでに論じ た。



図VI 1歳刻みにみた農業就業人口曲線の平成2~7年の変化

(出典) 『平成七年度 農業白書の徹底分析』318ページ。

在の労働慣行では,定年は延長されず,逆に早 期退職が半ば強制的に勧められる可能性の方が 高いのである。そのような状況の下で,定年前 のサラリーマンにとっても自営業である農業の 相対的魅力は増すであろう。

高齢者の就農には実は色々なメリットがある。 高齢者は当然年金を支給されているので,農業 からフルペイメントを期待する必要はない。例 えば,中山間地域での営農継続のためには,所 得保障が必要であるといわれるが,高齢者の場 合には,既に年金が支払われているので,この ような所得保障は必要ない。

また高齢就農者に対して, 農地を貸す場合,

その農地の流動性は相対的に高くなる。なぜな ら,高齢者の就農期間は限られているからであ る。そのために農地も貸しやすくなる。

高齢者の雇用機会は余りないために,就農に よる機会費用は少ない。彼等にとって農業は退 職後の有利な就職先となりうる。企業の早期退 職制度と就農とを組み合わせれば,農業への参 入は増加するだろう。50台の後半で企業を退職 して就農しても,約20年は農業に従事できるの である。事実,高齢就農者の数は増加している。 図VIからも明らかなように,1995年の60~64歳 層の農業就業人口は,5年前の55~59歳層の就 業人口よりも増加しており⁸⁰⁾,この年齢層で過

133

去5年間の間に新規参入があったことを示して いる。1997年4月に農水省がまとめた全国就農 者調査によっても、1995年度の新規就農者のう ち約四分の一に当たる24,600人が60歳以上のサ ラリーマンからの転職者である。他方、新規学 卒者の就農数は、1800人と低調なままであ る⁸¹⁾。この統計を見ても、日本農業が高齢者に よって積極的に支えられていることがわかる。

これまで政府は,若年層もしくは壮年層の農 業参入増加に力を入れてきた。1992年に公表さ れた「新しい食糧・農業・農村政策の方向」,い わゆる新政策でも,これまで稲作経営の中核と して期待されていた「中核農家」に代わって, 大規模経営の「個別経営体」を中心に農業を発 展させるべく努めることになっている。だが, 既に見てきたように,経営規模の拡大はこれま で失敗の連続であり,計画通りの規模拡大がで きるかどうかは大変疑問である。現状では,専 業農家で,他産業に匹敵するだけの収入を確保 できるところは少ない以上,若い世代が農業に 参入することは余り望めない。つまり新政策も 所詮は「画に描いた餅」に終わる可能性が高い のである。

それに対して、この小論で提唱する高齢者就 農促進政策は、世の中の流れを変えようとする ものではなく、既にある流れを強めようとする ものである。高齢者で、農業に参入する人がい るということは、個人レベルで考えて、農業を することに利益がある、何らかの合理的理由が あるということを意味する。個人が就農へのイ ンセンテイブをもっているならば,政府が高齢 者の就農を容易にする環境を整えることによっ て、より多くの人が農業に参入することになろ う。もちろん、他方で、大規模経営も推進すれ ばよい。高齢者を活用するのと、大規模経営農 家を育成することは矛盾しない。最近になって、 農水省も、中高年齢者へ目を向け始め、1998年 度から就農融資の資格を40歳以上にも与える制 度を作ろうとしている⁸²⁾。

82) 『読売新聞』 1997年7月27日朝刊。

これから日本は未曾有の高齢社会を迎える。 2016年には、65から74歳までの元気な老人の数 は、1700万人に達するという。これら高齢者を いかに活かすかが日本社会の活力維持のポイン トとなる。高齢者の農業参入促進は、日本農業 と日本社会の活性化の有力な政策となりうるの である。これによって、日本社会は、高齢者に 就業機会を与えることで、資源の有効利用がで き、高齢者は、所得機会と生き甲斐を見いだす ことができ、日本農業は就業者の確保ができる のであり、まさにこれは一石三鳥の効果を持つ のである。

結 語

日本農業の空洞化は、農政の招いた意図せざ る結果であった。農政の本来の目的は、農業と 農家の保護にあったが、今日の日本農業の状況 を見れば、その目的が達成されなかったことは 明らかである。それではこれまでの日本農政が 何の役にも立たなかったというのもまた極論で あろう。戦後日本経済が経験した未曾有の経済 発展の中で、農業政策は、経済発展に伴う社会 変化から生じる緊張を緩和する役割を果たした。 産業構造の変化は必然的に就業構造の変化をも たらす。農業保護政策は、敗戦後の時点におい て基幹的労働者であった昭和一けた世代を農業 にとどめ、工業化に伴う新規労働需要は、新卒 者が賄うようにしたのであった。これによって、 就業構造の変化を世代交替に任せたのであった。 さらに工業化が進展し,農村部にも非農業雇用 が増加すると、今度は農家自身が兼業化した。 これによって挙家離村を通した産業構造の変化 が阻止されたのである。このようなプロセスを 通して,私たちは,農業社会を極力温存するこ とにより、工業化に伴う過疎・過密の弊害を極 小化し、日本社会の伝統を培ってきた社会基盤 の変化を緩和し、人びとのライフスタイルの激 変を食い止めることで、日本社会の安定に寄与 したのである。

だが、いまや産業構造の世代間調整は、その 最終局面に突入している。特にコメ生産システ ムは崩壊の危機に立っていると言ってよい。従

^{80) 『}農業白書附属統計表』平成7年版 151ページ。

^{81) 『}読売新聞』1997年4月3日朝刊。

来の政策のままでは、農業の担い手は、「絶滅」 する他はない。日本農政をここまで追いつめて きた農政当局や関係者に、いささかでも期待を することは初めから無理というものであろう。 これまで日本農政を支配してきた思考わく組み が有効でなかったことはもはや明らかである。 これから求められるのは、農地改革のマインド コントロールから脱した新たな農政のコンセプ トなのである。

参考文献

- 朝日新聞経済部『苦悩する農協』朝日新聞社 1994 年。
- 石弘光編『財政構造改革白書』東洋経済新報社 1996 年。
- 井野隆一·田代洋一『農業問題入門』大月書店 1992 年。
- 宇佐美 繁「担い手問題の諸相と農業経営体」『農業 と経済』1991年10月号。
- 大内 力・佐伯尚美編『ガット農業交渉と日本農業』 日本農業年報37 農林統計協会 1991年。
- 一一一『政府食管から農協食管へ 新食糧法を問う』日本農業年報42 農林統計協会 1995年。
- 大野和興『農と食の政治経済学』緑風出版 1994年。
- 小笠原裕『農業に明日はない』学文社 1996年。
- 奥野正寛「農業経営に営利法人を」『週刊東洋経済』 1996年1月27日号。
- 梶井 功『現代農政論』柏書房 1986年。
- 嘉田良平『農政の転換』有斐閣選書 1996年。
- 加藤一郎『農業法』有斐閣 1985年。
- 兼坂 祐『わが農業革命』中公新書 1988年。
- 叶 芳和『農業・先進国型産業論』日本経済新聞社 1982年。
- ------『農業ルネッサンス』講談社 1990年。
- (社)経済団体連合会『21世紀に向けての農業政策のあり方』1992年3月24日『農業と経済』1992年8月号所収。
- 川越俊彦「食糧管理制度と農協」 岡崎哲二・奥野 正寛編『現代日本経済システムの源流』1993年。
- 岸 康彦『食と農の戦後史』日本経済新聞社 1996 年。
- 岸本裕一「国際化時代に対応する米取引の経済ルー ルづくりと米先物市場再創設の可能性」『桃山学院

大学経済経営論集』第37卷第2号 1995年。

- 工藤昭彦「国民の人権という視点から株式会社の農 地保有を考える」『農業と経済』1997年8月号。
- 倉内宗─「農政転換の課題と方向──市場メカニズ ム重視農政の限界──」『農業問題研究』第42号 1996年3月。
- 経済企画庁編『国民生活白書』平成九年版 大蔵省 印刷局 1997年。
- 厳善平「中国における食糧の生産・流通・価格」
 『桃山学院大学経済経営論集』第35卷第4号
 1994年3月。
- 国土庁地方振興局過疎対策室監修『過疎対策の現況』 平成八年度版 東京官書普及株式会社 1997年。
- 小島 清「農業保護主義とコメ自由化」『世界経済評 論』1991年6月号。
- ーーー「コメ輸入自由化宣言を出せ」『世界経済評
 論』1992年1月号。
- 食糧政策研究会編『日本の食料と食管制度』日本経 済新聞社 1987年。
- 食糧庁総務部企画課内食糧制度研究会編著『知って おきたい食糧法』大蔵省印刷局 1996年。
- 食糧庁監修『食糧関係法規集』大成出版社 1996年。 食糧庁『食料管理統計年報』平成2年版 1992年。
- 食料・農業政策研究センター編『1990年版食料白書 アメリカの米と日本の米』農山漁村文化協会 1991年。
- 総務庁編『高齢社会白書』平成九年版 大蔵省印刷 局 1997年。
- 総務庁行政監察局編『コメ作りの展望』大蔵省印刷 局 1989年。
 - ―――『農協の現状』大蔵省印刷局 1988年。
- 高木勇樹「新しい食料・農業・農村政策に関する検 討の枠組みについて」『農業と経済』1991年10月号。
- 高橋正郎編著『食料経済』第2版 理工学社 1997 年。
- 田代洋一編著『論点 コメと食管』大月書店 1994 年。
- 玉真之介『農家と農地の経済学』農文協 1994年。
- 田村義雄(編)『図説 日本の財政』平成9年度版 東洋経済新報社 1997年。
- 千田 實『弁護士が明かす「農協」と「農民」の歪 んだ関係』はまの出版 1997年。
- 暉峻衆三編『日本農業百年の歩み』有斐閣 1996年。 土門 剛『農協大破産』東洋経済新報社 1996年。
- ------『コメと農協』日本経済新聞社 1997年。

136

- 日経産業新聞編『「農」を変える企業』日本経済新聞社 1996年。
- 日本農業年刊刊行会編『日本農業年鑑』各年版 家 の光協会。
- 農産物市場研究会編『自由化にゆらぐ米と食管制度』 筑波書房 1990年。
- 農業問題研究会編『図説 農政審報告』地球社 1994 年。
- 農林水産省『農業白書』各年度版。

- 農林水産省構造改善局農政部農政課『農地の転用と 移動』1992年。

- --------『平成3年度農業経営に関する担い手層の
 意向調査結果の概要』(平成3年9月調査)平成4
 年3月30日公表。
- 農林水産大臣官房調査課監修『農業白書附属統計表』 各年度版 農林統計協会。
- 野口悠紀雄『1940年体制』東洋経済 1995年。
- 服部信司『日米経済摩擦と日本農業』全国農業協同 組合中央会 1988年。
- 「ガット農業交渉』 富民協会 1990年。速見佑次郎『農業経済論』 岩波書店 1986年。

- 原田純孝「農業・農地からみた規制緩和と地方分権 論」『法律時報』1997年4月号。

- 平野稔「農村社会と新しい役割」『農業と経済別冊 農業白書の徹底分析』富民協会・毎日新聞社 1997年。
- 米穀出荷販売制度研究会編著『米穀の出荷・販売業 者必携』大成出版社 1996年。
- 本間正義『農業問題の政治経済学』日本経済新聞社 1994年。
- ------「新食糧法によるコメ政策の問題点」『経済 セミナー』1996年12月号。
- 一一「農業の経営形態と規制緩和~株式会社参入促進の論拠~」『農業と経済』1997年8月号。
- 日本経済新聞社編『2020年からの警鐘』日本経済新 聞社 1997年。
- 三輪芳朗「農地の所有・利用にかかわる規制緩和」 『農業と経済』1996年4月号。
- 望月和彦「日本のコメ生産構造とコメの市場開放問題に関する一考察」『大阪大学経済学』第42巻第3・4号1993年3月。
- --------「経済発展過程における農業政策」『桃山学
 院大学経済経営論集』第38卷第4号 1997年3月。
- ────「提言21世紀の農村──農村再生の途はある
- か」『地上』創刊50周年記念応募論文1997年11月。
- 森島 賢編『米輸入自由化の影響予測』 富民協会 1991年。
- 矢野一郎監修『日本国勢図絵』各年版。
- 山本 修編『日本農業の課題と展望』家の光協会 1990年。
- 吉田俊幸『米の流通―「自由化」時代の構造変動』農 文協 1990年。